

球磨川上流流域下水道指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成１５年６月に地方自治法の一部改正（同年９月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「球磨川上流流域下水道」の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項、熊本県下水道事業の設置等に関する条例（昭和６３年熊本県条例第３８号）第１６条及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成１６年熊本県条例第４４号）第３条の規定に基づき、球磨川上流流域下水道の指定管理者を募集します。

１ 対象施設の概要

（１） 名 称

球磨川上流流域下水道

（２） 所在地

ア 終末処理場（球磨川上流浄化センター）

球磨郡錦町大字一武字平岩７０－１

イ 錦ポンプ場

球磨郡錦町西下須１６４０－２

ウ 免田ポンプ場

球磨郡あさぎり町免田西７０

エ 多良木ポンプ場

球磨郡多良木町大字多良木字東３９５４

オ マンホールポンプ

球磨郡あさぎり町深田地内等１３箇所

カ 幹線管きょ流量測定システム（マンホールポンプ併設分を含む。）

球磨郡あさぎり町免田地内等６箇所

キ 放流止水ゲート １箇所

ク 幹線管きょ

球磨郡錦町ほか計画区域内一円

（３） 施設の設置目的、役割等

球磨川上流流域下水道は、球磨川上流流域の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として、球磨郡錦町、あさぎり町（旧上村、免田町、岡原村、須恵村及び深田村）、多良木町、湯前町及び水上村の区域を対象に平成５年度から事業着手し、平成１１年４月に６か町村（錦町、旧上村、旧免田町、多良木町、旧須恵村及び旧深田村）の一部、平成１２年４月に旧岡原村の一部、平成１３年４月に湯前町及び水上村の一部を対象に供用を開始しました。

(4) 施設の沿革

- ・平成 5 年度 下水道法事業認可
- ・平成 6 年度 幹線管渠工事に着手
- ・平成 7 年度 球磨川上流浄化センター用地買収
- ・平成 11 年 4 月 一部供用開始、錦ポンプ場供用開始
- ・平成 14 年度 免田ポンプ場供用開始
- ・平成 22 年度 多良木ポンプ場供用開始

(5) 施設内容、規模等

全体計画と現況の概要

	全体計画	令和 8 年 3 月末現在
関連市町村	錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町及び水上村	
処理面積	1, 436 ha	1, 436 ha
処理人口	16, 890 人	24, 979 人
排除方式	分 流 式	
処理方式	オキシデーションディッチ法	
放流水質	BOD:15.0mg/l、T-N:20.0mg/l、 T-P:3.0mg/l	(平均)BOD:1.0mg/l、 T-N:1.8mg/l、T-P:1.1mg/l
日最大汚水量	8, 370 m ³ /日	8, 937 m ³ /日
処理能力 (日最大)	9, 600 m ³ /日	9, 600 m ³ /日
主要施設概要	・終末処理場 5.1ha、 水処理 5 池 ・中継ポンプ場 3 箇所 ・幹線管きよ 34.4km	・終末処理場 5.1ha、 水処理 4 池 ・中継ポンプ場 3 箇所 ・幹線管きよ 34.4km

※ 令和 8 年度維持管理実施状況等の詳細は別添「球磨川上流流域下水道指定管理者業務仕様書」別添「施設概要書」のとおり

(6) 現在の管理運営体制

現在の管理受託団体（指定管理者）

…九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体

(7) 施設の利用実績

過去 3 年間の年間流入水量の推移

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
流入水量 (m ³)	2, 695, 899	2, 756, 689	2, 771, 895

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

球磨川上流流域下水道は、球磨川の上流流域の錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町及び水上村で生じる下水を処理することにより、これら地域の水質の保全と生活環境の改善を図るための、地域における重要な社会基盤の一つです。

このたび、球磨川上流流域下水道事業では、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに管理経費の節減を図るため、公募により指定管理者を募集します。当事業の管理運営においては、次に掲げる項目を基本的な考え方とします。

- (1) 流域下水道施設を適正かつ効率的に管理運営することにより、放流水質の基準を厳守すること。
- (2) 生じる汚泥を適正かつ確実に処理すること。
- (3) 省資源や省エネルギーについても関係機関と協力し推進すること。

なお、物件設置の許可、監督処分等の下水道管理者（県）が行うべき公権力の行使に係る事務等を指定管理者は行うことができません(注)。

(注) 平成16年3月30日付け国都下企第71号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課長通知（参考資料1）

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守してください。

ア 下水道法（昭和33年法律第79号）、熊本県下水道事業の設置等に関する条例その他の下水道関係法令

イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号）その他の水質規制関係法令

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の廃棄物処理関係法令

エ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）その他の環境保全関係法令

オ 地方自治法その他の行政関係法令

カ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令

キ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建設業法（昭和24年法律第100号）その他管理物件の維持管理又は保守点検に関する法令

ク その他

- ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個

個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。

- ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

- (2) 別添「球磨川上流流域下水道指定管理者業務仕様書」に定める要求性能を維持達成するため、下水道施設の運転管理を適切に行ってください。
- (3) 施設設備の維持管理及び物品等の調達管理等を適切に行ってください。
- (4) 見学者対応その他の外来者対応業務等のため、通常業務日の日中勤務時間中は終末処理場内に常時人員を配置してください。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- (2) 流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- (3) その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務

※ 指定管理者が行う業務の範囲の細目的事項、業務対象施設の範囲及び施設増設・更新計画等については、別添「球磨川上流流域下水道指定管理者業務仕様書」のとおりです。

5 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

球磨川上流流域下水道の管理に要する経費は、県から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に県が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、県からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

基準価格

603, 675千円（3年間）（消費税及び地方消費税を含む）

(年度別内訳)

令和9年度(2027年度) 193,332千円

令和10年度(2028年度) 208,582千円

令和11年度(2029年度) 201,761千円

※ 消費税及び地方消費税の税率は10%です。

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、御注意ください。

7 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)でなければいけません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当であると認められる者でないこと。
- (8) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)(参考資料2)に基づく登録を受けており、かつ下水道法その他関係法令に規定する資格者等を配置できること。
- (9) 県内における公共下水道又は流域下水道の下水処理施設(1施設当たりの現有処理能力が10,000m³/日以上で標準活性汚泥法による施設)に係る過去5年以内の維持管理実績があること。
- (10) 緊急時に対応するための十分な人的・物的な体制を整えていること。

※ 事業協同組合、協業組合その他これらに類する組合等(以下、組合等という。)や複数の法人等でグループを構成して申請する場合の参加資格の取扱いについては、以下のとおりとします。

- ・参加資格(1)～(7)については、組合等、事業に携わる組合員及び構成員の全部が満たすこと。
- ・参加資格(8)～(10)については、組合等、事業に携わる組合員及び構成員の全部又は一部が満たすこと。

また、次の事項について留意してください。

- ・申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、事業に携わる組合員やグループの構成員は他のグループの構成員等となり又は単独で申請を行うことはできません。
- ・複数のグループを構成する場合、代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ・申請書の記名等については、事業に携わる組合員または構成員全員が行うこと。
- ・「8 提出書類」の(3)から(9)については、事業に携わる組合員または構成員それぞれについて提出すること。また、(9)イについては、組合等またはグループで提出すること。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 球磨川上流流域下水道指定管理者事業計画書（事業計画書）（別紙様式2）及び収支予算書（別紙様式3）
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- (9) その他知事が必要と認める書類
 - ア 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらの準ずる書類）
 - イ グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - ウ 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく申立書（別紙様式4）

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年9月4日（金）から令和8年10月5日（月）まで

- (2) 受付方法 質問票（別紙様式5）に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールで提出してください（電話での質問は受け付けません。）

10 図書の閲覧及び現地説明会

希望者には、次の日程等により、施設機能報告書、維持管理年報その他参考図書の閲覧及び球磨川上流浄化センターの施設現地説明会を行います。現地説明会に当たっては、法人等の名称及び参加する方の氏名を事前に下水環境課に申し込んでください。

また、図書閲覧及び現地説明会に当たっては立入禁止箇所には立ち入らないなど、必ず職員の指示等に従ってください。閲覧中及び施設の確認中の事故等の責任も負いかねますので、その旨あらかじめ御了解のうえ申し込んでください。

(1) 図書の閲覧

- ア 実施期間 令和8年9月4日（金）から令和8年10月5日（月）まで
（県の休日を除く。）
- イ 実施時間 午前8時30分から午後5時まで
- ウ 実施場所 熊本県土木部道路都市局下水環境課（県庁行政棟本館12階）

(2) 現地説明会

- ア 実施期間 令和8年9月16日（水）
 - イ 実施時間 午前10時から午後0時まで
 - ウ 実施場所 球磨川上流浄化センター
- ※ 現地説明会等については、申込に応じ事前に打ち合わせを行い調整します。

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 熊本県土木部道路都市局下水環境課（県庁行政棟本館12階）
〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2529 ファクシミリ 096-385-7398
- (2) 提出期間 令和8年9月14日（月）から令和8年10月5日（月）までの日
（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。
※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。
- (3) 提出部数 正本1部、副本11部
副本についてはコピーで構いません。

12 選定方法

- (1) 指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定します。なお、指定管理候補者選考委員会では、各委員が次の選考基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめます。

(2) 審査基準と配点

審査基準及び審査内容		配点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ・ 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 ※選考委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。		適・否
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ・ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営に係る経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ウ 類似施設の運営実績	35
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 ア 資源リサイクル、廃棄物の適正処分及び環境問題への取組、グリーン購入の推進、省資源・省エネルギーの推進等 イ 普及啓発・広報活動への取組姿勢・方針等 ウ 地域経済、地域貢献及び産業振興に対する視点	10
合 計		100

13 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

14 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (4) 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
- (5) その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

15 選考委員会

令和８年１０月以降に開催する予定です。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方におかれましては、提案内容等の説明及び委員からの質疑に対する応答等をお願いします。時間、場所については、後日連絡します。

16 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

17 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

(１) 指定管理者は令和８年１２月熊本県議会の議決を経て指定されます。

(２) 議決後に県と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は、令和９年度から令和１１年度までにおける各年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

(３) 次に定めるときは、県が委託料を減額することがあります。

ア 指定管理者が仕様書に定める放流水質基準を達成できないとき、又は仕様書に定める管理目標基準を頻繁に達成できないとき。

(４) 次に定めるときは、県と指定管理者が協議のうえ、委託料を変更することがあります。

ア 各年度において、流入水量実績が仕様書に定める流入予測水量に対して１０００分の２５を超える相違が見込まれ、県又は指定管理者が流入水量により変動を受ける費用（電力費、薬品費及び汚泥処分費等）について、委託料の変更を求めたとき。

イ 指定管理者が仕様書に定める維持管理水準を満たさず、施設及び設備等に経年劣化の程度を超えた劣化や破損が認められたとき。

ウ その他、委託料の額を変更すべき特別な事情が生じたとき。

18 その他

(１) 提出書類はお返しできません。

(２) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります。）

(３) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

19 留意事項

(１) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「７参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「7 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

20 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 流域下水道指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 流域下水道管理業務の収支予算書（別紙様式3）
- (4) 指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく申立書（別紙様式4）
- (5) 質問書（別紙様式5）
- (6) 球磨川上流流域下水道指定管理者業務仕様書（施設概要書を含む。）
- (7) 球磨川上流流域下水道の管理運営に関する協定書（案）

《 問い合わせ先 》

熊本県土木部道路都市局下水環境課 田山、川野

電 話 096-333-2529

ファクシミリ 096-385-7398

電子メール gesuikankyo@pref.kumamoto.lg.jp

指定管理者指定申請書

年 月 日

熊本県知事

様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

流域下水道

(添付書類)

- 1 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- 4 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- 6 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- 7 納税証明書
 - イ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ロ 熊本県の県税（同県税が課されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- 8 その他知事が必要と認める書類
 - イ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらの準ずる書類）
 - ロ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - ハ 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく申立書

事業計画書

流域下水道

1 法人等の概要

法人等の名称			
所在地			
代表者			
法人等設立年月日			
資本金（基本財産）			
従業員（職員）数	役員 計	正職員	臨時・パート 合
主な事業内容			
応募理由			
県内所在の 事務所又は事業所	事務所名等		
	所在地		
	電話番号		

※グループ申請の場合は、別紙様式 2 - 1 - 2 を記入してください。

1 - 2 グループの概要

グループ名					
代表 と なる 団 体	所在地				
	団体の名称			代表者	
	法人等設置年月日			資本金	
	従業員（職員）数	役員	正職員	臨時・パート	合計
	主な事業内容				
		下水道処理施設維持管理業者登録規程による登録番号			
	県内所在の事務所 又は事業所	事務所名等			
		所在地			
		電話番号			
構 成 員	所在地				
	団体の名称			代表者	
	法人等設置年月日			資本金	
	従業員（職員）数	役員	正職員	臨時・パート	合計
	主な事業内容				
		下水道処理施設維持管理業者登録規程による登録番号			
	県内所在の事務所 又は事業所	事務所名等			
		所在地			
		電話番号			
構 成 員	所在地				
	団体の名称			代表者	
	法人等設置年月日			資本金	
	従業員（職員）数	役員	正職員	臨時・パート	合計
	主な事業内容				
		下水道処理施設維持管理業者登録規程による登録番号			
	県内所在の事務所 又は事業所	事務所名等			
		所在地			
		電話番号			

※欄が不足する場合には、複数ページにして記入してください。

1 - 2 組合等の概要

組合名				
代表となる団体	所在地			
	団体の名称		代表者	
	法人等設置年月日		資本金	
	従業員（職員）数	役員	正職員	臨時・パート 合計
	主な事業内容			
		下水道処理施設維持管理業者登録規程による登録番号		
	県内所在の事務所 又は事業所	事務所名等		
		所在地		
		電話番号		
事業を担う組合員	所在地			
	団体の名称		代表者	
	法人等設置年月日		資本金	
	従業員（職員）数	役員	正職員	臨時・パート 合計
	主な事業内容			
		下水道処理施設維持管理業者登録規程による登録番号		
	県内所在の事務所 又は事業所	事務所名等		
		所在地		
		電話番号		
事業を担う組合員	所在地			
	団体の名称		代表者	
	法人等設置年月日		資本金	
	従業員（職員）数	役員	正職員	臨時・パート 合計
	主な事業内容			
		下水道処理施設維持管理業者登録規程による登録番号		
	県内所在の事務所 又は事業所	事務所名等		
		所在地		
		電話番号		

※欄が不足する場合には、複数ページにして記入してください。

2 流域下水道の管理計画等

(様式 2 - 2 - 1)

	項 目
1 施設の設置目的及び県が示した管理の方針	ア 施設管理運営に関する基本方針
2 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	ア 通常管理運営業務の実施計画 (1) 運転操作監視業務実施計画 ①浄化センター ・水処理施設 ・汚泥処理施設 ②中継ポンプ場 ③マンホールポンプ ④幹線管きょ(接続点)流量測定システム ⑤その他の施設 ⑥総合的な運転操作監視計画 (2) 保守点検業務実施計画 (3) 環境計測業務実施計画 (4) ユーティリティ・物品調達管理実施計画 (5) 分解整備工事实施計画 (6) 修繕業務実施計画 (7) 施設清掃・緑地管理業務実施計画 ①施設清掃 ②緑地管理 (8) 下水汚泥処理、処分等実施計画 (9) 沈砂・しさ(流入汚水中のゴミ)等処理、処分計画 (10) その他の業務実施計画

※欄が不足する場合には、複数ページにして記入してください。

2 流域下水道の管理計画等

(様式 2 - 2 - 2)

	項 目
2 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	イ 異常時の管理運営業務実施計画
	ウ 業務要求水準達成のための具体的方策 (1) 放流水質基準 (2) 維持管理要求基準 (3) その他
	エ 施設の効率的管理のための提案
	オ 安全管理に関する方針 (1) 業務従事者 (2) 見学者 (3) 周辺住民等 (4) 施設のセキュリティ
	カ 周辺住民等への配慮に対する方針
	キ 見学者への対応方針
	ク 当流域下水道の理解促進に向けた提案
	ケ クレーム、苦情等の処理方針

※欄が不足する場合には、複数ページにして記入してください。

2 流域下水道の管理計画等

(様式 2 - 2 - 3)

	項 目
3 施設の管理運営に係る経費の縮減	ア 管理経費の縮減方法
4 安定的な運営が可能となる人的能力	ア 職員体制、また採用や確保の方策 (1) 通常時 ①現場組織機構 様式 2 - 3 記載のとおり ②現場組織人員 (2) 緊急時、災害時 ①現場組織機構 様式 2 - 3 記載のとおり ②現場組織人員 イ 組織的なバックアップ体制 ①通常時 ②緊急時 ウ 職員の指導育成、研修方針 エ 業務再委託先への指導監督体制
5 安定的な運営が可能となる経理的基盤	ア 金融機関、出資者等の支援体制 イ 本業務から生じる恐れのある経済的リスクを回避する方策
6 類似施設の運営実績	様式 2 - 4 のとおり
7 資源リサイクル、廃棄物の適正処分及び環境問題への取組、グリーン購入、省資源・省エネルギーの推進等	ア 汚泥減量化、再利用促進に向けた方策 イ 汚泥その他の廃棄物の適正処分等に向けた方策 ウ 廃熱、処理水の利活用のための方策 エ 組織的な環境方針その他環境問題への取組み

※欄が不足する場合には、複数ページにして記入してください。

2 流域下水道の管理計画等

(様式 2 - 2 - 4)

	項 目
8 普及啓発 ・広報活動 への取組姿 勢・方針等	ア 生活排水処理施設整備推進、水洗化促進及び適正な維持管理に係る普及啓発・広報活動についての方策
	イ 県、流域関連市町村が実施する普及啓発・広報活動との連携についての方策
9 地域経済 や産業振興 に対する視 点	ア 指定管理者が業務を遂行するに当たっての地域経済、地域貢献及び産業振興に対する視点
	イ 県、流域関連市町村及び地域の関係事業者との連携協力の方策

※欄が不足する場合には、複数ページにして記入してください。

3 指定管理者における組織体制

人員配置計画

① 組織図

組織全体と現場との相関、通常時と緊急時との相違があれば、分かるよう図化すること。（ ）内に人数を併記してください。

② 組織人員一覧表

役職 ・職種	担当業務	能力・資格 実務経験年数 ・業務経歴等	雇用形態	雇用者の 確保方策	年齢層	備 考

※1 雇用形態欄には、常勤、臨時、嘱託等の別を記載してください。

2 雇用者の確保方策欄には、申請者が既に雇用している者（雇用済）又は今後雇用を予定するもの（予定）の別を記入してください。

3 備考欄には、勤務体制（勤務時間・休日設定）を記入してください。（別紙可）

4 施設の管理に要する資格については、有資格者の配置が確認出来るように記入してください。

5 グループ申請の場合は、備考欄に所属団体を記入してください。

(別紙様式 2 - 4)

4 類似施設管理運営実績

施設名	施設概要					受託業務概要	
	処理能力 (日最大)	水処理方式	汚泥処理 方式	汚泥消化 槽の有無	供用開 始年月	(業務、期間、処理能力等を 具体的に記載)	受注 形態
(例) ○県△町 公共下水道	計画 50,000 m ³ /日	標準活性 汚泥法	スクリーンプレス	有	S62.4	・業務：処理場、ポンプ場運転管理 ・期間：H20.4～H23.3 ・現有処理能力：10,000m ³ /日	共同

- ※ (注) 1 記載対象施設は公共下水道又は流域下水道に限る。
2 グループ申請の場合には、代表団体の実績を記入すること。
3 共同企業体等の構成員としての実績は、最大出資団体での実績に限る。

5 その他

流域下水道の管理に関して、アピールや提案等があれば，記入してください。

収支予算書 (令和 9 年度～令和 1 1 年度)

1 提案価格 (単位：千円)

	R9年度	R10年度	R11年度	合計
提案価格				

2 収支予算書 (単位：千円)

区 分		R9年度	R10年度	R11年度	合計
収 入	県受託収入				
	▲▲収入				
収 入 合 計					
支 出	運転管理費				
	・人件費				
	・消耗品、材料費				
	・〇〇費				
	ユーティリティ				
	・電気料				
	・燃料費				
	・△△費				
	分解整備工事				
	修繕費				
	維持管理費				
	・施設清掃				
	・緑地管理				
	・汚泥処分				
	・□□費				
	薬品費				
	・消毒用				
	・□□用				
	普及啓発費				
	諸経費				
	...				
支 出 合 計					

※1 令和 9 年度～令和 1 1 年度における各年度の収支予算を主な収入支出項目に区分して示してください。

※2 消費税及び地方消費税込の金額で示してください。税率は 1 0 % です。

(別紙様式 3 - 2)

収 支 予 算 書

令和〇〇年度の収支予算書

【収入の部】

(単位：千円)

区 分	金 額	積 算 内 訳
【様式3-1に記載した項目ごとに記載】		
収入合計		

【支出の部】

(単位：千円)

区 分	金 額	積 算 内 訳
【様式3-1に記載した項目ごとに記載】		
支出合計		

※流域下水道の管理経費について記入してください。(別紙可)

- 注) 1 記入については年度ごとに分けて記入してください。
- 2 記入した金額は、県から指定管理者への管理業務費の基礎となります。
- 3 事業計画書に示された内容と経費の内容が一致するよう記入してください。

令和 年 月 日

熊本県土木部道路都市局下水環境課長 様

団体名

代表者名

申 立 書

熊本県 流域下水道の指定管理者指定申請書の提出に際し、熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」の趣旨を尊重し、以下に記載した役員等について、熊本県が実施する暴力団との関係の確認について協力致します。

なお、役員等の中から熊本県警察本部が暴力団との関係について認める役員等が発覚した場合、選定段階における失格若しくは指定管理候補者の取消し、又は指定の取消しをされても不服がないことを申し立てます。

記

応募施設名					
商号又は名称					
所 在 地					
代表者 役員等	役職名	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	現住所
備 考					

※常勤・非常勤を問わず記載をお願いします。
※役員数が複数枚にわたる場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

質 問 書

熊 本 県
土木部下水環境課 あて
住所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
FAX：0 9 6－3 8 5－7 3 9 8
Eメール：gesuikankyo@pref.kumamoto.lg.jp

令和 年 月 日

施 設 名	流域下水道			
団体の名称				
質 問 者	役職・氏名		所属	
	連絡先	※電話、FAX、Eメールアドレス等を記載		
要項等における個所特定	要項、仕様書等の文章名			
	ページ数			
	条項、行数等の箇所の表示			
(質問内容)				

流域下水道指定管理者事業計画書（様式2）
共通記載要領

I 共通事項

- 1 記載スペースが不足する場合には、記載欄を適宜拡張してください。
また、記載欄が不足する場合には、記載欄を適宜追加してください。
- 2 既存の資料がある場合には、別添として構いませんが、当事業計画書と別添資料との対応関係が分かるよう整理してください。
- 3 説明及びヒアリングには時間に限りがありますので、事業計画書の作成に当たっては、次の点に留意してください。
 - ・ 提案内容等を十分整理し、必要かつ十分な内容とすること
 - ・ 冗長とならないよう、要点を押さえた簡潔な記載とすること
 - ・ 図や表等を活用するなどにより、分かりやすい表現を工夫すること
- 4 申請される流域下水道の箇所によっては、不必要な項目がありますが、その場合は項目自体を抹消されて構いません。
- 5 指定管理者仕様書に規定している事柄で業務要求水準や法的な義務にかかわるものなどを除き、仕様書記載の内容より優位性が認められるものについては、この事業計画書で提案されて構いませんが、具体的な優位性を記述してください。

II 個別的事項

- 1 法人等の概要
 - ・ 様式に記載している事項に沿って記入してください。
- 2 流域下水道の管理計画等
 - 2-1 施設の設置目的及び県が示した管理の方針
 - ア 施設管理運営に関する基本方針
 - ・ 流域下水道の設置目的、機能、施設の具体的な特性等及び指定管理者制度の趣旨等を踏まえ、管理運営の基本方針、姿勢等を具体的に記載してください。
 - 2-2 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
 - ア 通常管理運営業務の実施計画
 - (1) 運転操作監視業務実施計画
 - ・ 各基幹施設の特性等を踏まえ実施計画を具体的に提案してください。
 - ・ 中継ポンプ場等が複数ある場合には、施設ごとに記載してください。
 - (2) 保守点検業務実施計画
 - ・ 予防保全の観点から、主要な施設・設備ごとに、その特性等を踏まえた実施内容等を具体的に提案してください。
 - ・ なお、点検表の作成例があれば、資料として添付していただいても結構です。

- ・ 参考までに、指定管理者の業務とする保守点検の内容はおおむね次のとおりです。

日常点検、定期点検、法定自主点検、法定点検（検査）、臨時点検

(3) 環境計測業務実施計画

- ・ 運転管理や汚泥処分に必要な水質、汚泥の分析方法等を具体的に提案してください。なお、「指定管理者業務仕様書」では水質検査、汚泥試験、悪臭物質等環境保全項目に係る頻度、サンプリング箇所等を規定しておりますが、提案の優位性が認められれば当該仕様書と異なる提案をされても構いません。
- ・ 外部委託で実施する場合には委託先や委託する項目等の計画も記載してください。

(4) ユーティリティ・物品調達管理実施計画

- ・ 主要なユーティリティ、物品などの調達方法、調達先及び既存の物品等を含めた効率的な管理方法を提案してください。

(5) 分解整備工事（オーバーホール）実施計画

- ・ 仕様書第1条第1項第2号に規定する「分解整備工事年次計画」を基に具体的な方法を提案してください。

(6) 修繕業務実施計画

- ・ 指定管理者の業務とされた修繕について、想定される内容ごとに具体的に提案してください。

(7) 施設清掃、緑地管理業務実施計画

- ・ 管理棟等の施設、敷地内の清掃及び植栽等の管理について具体的な実施方法を提案してください。

(8) 下水汚泥処理、処分等業務実施計画

- ・ 下水汚泥処理、収集運搬及び処分方法について、搬出先の選定の考え方や適正処分の方策等に係る具体的実施方法を提案してください。

(9) 沈砂、しさ等発生廃棄物処分業務実施計画

- ・ 沈砂、しさ等廃棄物処分について、適正処分の方策等に係る具体的実施方法を提案してください。

(10) その他の業務実施計画

- ・ 上記以外の施設管理で想定される業務について、特記すべき事項があれば記載してください。

イ 異常時の管理運営業務の実実施計画

- ・ 天災、異常気象、異常流入、異常放流、いっ水事故、施設の主要機能停止その他具体的な緊急状況を想定して、その対応方針、実施体制、通報連絡網その他具体的方策等を提案してください。

ウ 業務要求水準達成のための具体的方策

(1) 放流水質基準

- ・ 通常時及び異常時それぞれのケースについて要求水準達成のための具体的方策を提案してください。
- ・ 基準を超過した場合の対応策等についても提案してください。

(2)維持管理要求基準

- ・ 施設機能保全、損傷回避、美観維持等の要求水準達成のための点検、調整等施設管理の具体的方策を提案してください。

(3)その他

- ・ 上記以外の要求水準達成のための具体的方策を提案してください。

エ 施設の効率的管理のための提案

- ・ 施設の特性等を踏まえ、効用を最大限に発揮させるための効率的管理に向けた具体的方策を提案してください。
- ・ 「通常管理業務の実施計画」に記載した個別の業務に関する事項を再掲されても構いませんが、業務全体を総括した提案があれば併せて記載してください。

オ 安全管理に関する方針

(1)業務従事者に対する安全管理方針

- ・ 労働安全衛生上の管理方針、組織体制その他具体策を記載してください。

(2)見学者等に対する安全管理方針

- ・ 見学者等外部の者の安全管理に関する方針及び具体策をソフト、ハード両面から記載してください。

(3)周辺住民等に対する安全管理方針

- ・ 周辺住民等に影響を与える事故等、考えられるケースごとに、安全管理方針及び発生時の処理方針等を具体的に記載してください。

(4)施設のセキュリティに関する計画

- ・ 施設の警備計画や防火体制等の具体的な計画について記載してください。

カ 周辺住民等への配慮等に対する方針

- ・ 周辺住民や周辺環境への配慮という観点から留意点を整理し、具体的方策を提案してください。

キ 見学者への対応方針

- ・ 見学者に対する下水道への理解を深めるための対応方法、接遇方針その他の留意点を整理し、具体的方策を提案してください。

ク 当流域下水道の理解促進に向けた提案

- ・ 申請に係る流域下水道への住民の理解を深めるための対応方法、当該施設の効果的なPR方法等に関するアイデアや留意点を整理し、具体的方策を提案してください。

ケ クレーム、苦情等の処理方針

- ・ 近隣住民等からのクレーム、苦情等処理に対する基本姿勢や処理方法について具体的に記載してください。

2-3 施設の管理運営に係る経費の縮減

ア 管理経費の縮減方法

- ・ 業務の水準を低下させずに管理経費を節減する方法について、具体的な業務や事務の内容ごとに、その具体的な方策を提案してください。

2-4 安定的な運営が可能となる人的能力

ア 職員体制、また採用や確保の方策

(1) 通常時

- ・ 現場業務の実施体制、勤務ローテーションなどを個別業務ごとに整理し、様式2-3①に組織図として図示してください。
- ・ 平日日中と夜間及び休業日との勤務体制が異なる場合は、分かるように図化してください。
- ・ 組織人員一覧表に、想定される現場の人員を記載してください。

(2) 緊急時、災害時

- ・ 通常時と現場業務の実施体制が異なる場合には、通常時と同じ要領で様式2-3①に通常時と分けて図示してください。
- ・ 通常時と異なる場合には、組織人員一覧表に、想定される現場の人員を通常時と区分して記載してください。

イ 組織的なバックアップ体制

- ・ 組織としての現場のバックアップ体制を、通常時と緊急時に分けて記載してください。
- ・ 特に現場では対応不能なケースが発生した場合の具体的なバックアップ体制について記載してください。

ウ 職員の指導育成、研修方針

- ・ 職員の能力育成や技術力、資質等向上に対する方針及び方策等を記載してください。
- ・ その際、具体的研修計画等も提示してください。

エ 業務再委託先の指導監督

- ・ 一部の業務を再委託する場合、再委託先が実施する業務の品質を確保するための指導監督体制について具体的な再委託業務を列挙して記載してください。

2-5 安定的な運営が可能となる経理的基盤

ア 金融機関、出資者等の支援体制

- ・ 主要取引銀行や出資者等の経営支援体制を記述してください。

イ 本業務から生じる恐れのある経済的リスクを回避する方策

- ・ 本業務から生じる恐れのある指定管理者サイドのリスク（例：施設管理瑕疵に伴う指定管理者への損害賠償請求等）を回避するための具体的方策を考えている場合に、その具体的内容を記載してください。

2-6 類似道施設の運営実績

- ・ 下水道施設の管理運営実績について、施設の名称、規模、業務内容及び期間その他具体的内容を様式2-4に記載してください。
- ・ なお、ここでいう「類似施設」とは、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）及び流域下水道に限りますので御注意ください。

2-7 資源リサイクル、廃棄物の適正処分及び環境問題への取組、グリーン購入の推進、省資源・省エネルギーの推進等

ア 汚泥減量化、再利用促進に向けた方策

- ・ 施設管理者として、現有施設で取り組める汚泥の減量化、再利用促進に向けた具体的方策を提案してください。

イ 汚泥その他の廃棄物の適正処分等に向けた方策

- ・ 汚泥等廃棄物の不法投棄等の防止策、不法投棄等を引き起こさない具体的方策を提案してください。
- ・ 2-2ア(8)(9)の記述内容と重複しても構いませんが、ここでは、特に廃棄物の不法投棄防止策に係る具体的提案等に特化して記載してください。

ウ 廃熱、処理水の利活用のための方策

- ・ 施設管理者として、現有施設で取り組める廃熱や処理水の再利用のための具体的方策、アイデアなどを提案してください。

エ 組織的な環境方針その他環境問題への取組

- ・ 組織としての環境方針、環境問題への取組実績等を記載してください。

2-8 普及啓発・広報活動への取組姿勢・方針等

- ・ 施設管理者として、組織として取り組める生活排水対策に関する住民向けの普及啓発・広報活動について、関係行政機関との連携体制も含め具体的方策、アイデアなどを提案してください。

2-9 地域経済、地域貢献及び産業振興に対する視点

- ・ 下水道は地域に密着した社会資本であり、運営原資は利用者の使用料収入であるという観点から、指定管理者が業務を遂行するに当たっての地域経済、地域貢献及び産業振興に対する視点を、物品調達等の具体的項目を挙げて具体的な方針や考え方を記載してください。
- ・ 当該流域下水道の管理に当たり、連携すべき地域の機関、事業者等との協力支援体制の確保等に対する方策を具体的に記載してください。

3 指定管理者における組織体制

- ・ 様式に記載している事項に沿って記入してください。

4 類似施設管理運営実績

- 様式に記載している事項に沿って記入してください。

5 その他

- その他の参考事項として、本業務の実施に当たり、申請者と他者との相違点、優位性、独自性、強調しておきたい事項等、アピールすべき事項や提案等があれば、その内容等を自由に記載してください。

流域下水道指定管理者収支予算書（様式3）
共通記載要領

基本的に、様式に記載している事項に沿い、脚注等に留意して記入していただきますが、これ以外で特に留意いただきたい事項は次のとおりです。

I 共通事項

- 1 各金額は、施設設備の現状、閲覧に供する図書の内容及び施設の増設や処理水量予測等を踏まえ、事業計画書で提案される業務内容を反映して見積もってください。また、消費税及び地方消費税込の金額で示してください。税率は10%です。
- 2 様式3には区分の記入例を示しておりますので、記載上の参考としてください。また、不足する項目は適宜追加してください。
- 3 記入欄が不足する場合には、適宜追加してください。また、これにより複数ページにまたがっても構いません。

II 個別的事項

1 収入

- ア 県受託収入は、提案価格と一致することになります。

2 支出

ア 運転管理費

- ① 運転管理費は、この費用内に指定管理者が直接実施することとなる運転操作監視費が含まれるため、必ず項目を建てて、その経費の内訳（人件費、消耗品費等）を示してください。
- ② ここで言う運転管理費を構成する業務は、次のとおりです。
 - ・ 運転操作監視
監視室における監視、操作、記録及び現場操作作業等
 - ・ 保守点検
日常点検、定期点検、臨時点検、簡易故障修理、定期自主点検、点検機器周辺の清掃等
 - ・ 運転管理に必要な水質試験
 - ・ 屋内居室及び屋外の単純清掃等
 - ・ 指定管理に伴う事務事業

イ ユーティリティ

- ① 電気料（低圧）、燃料費、水道代等の内訳を示してください。

ウ 分解整備工事費

- ① 仕様書第11条及び仕様書別添4の「分解整備工事年次計画表」を基に記載してください。

エ 修繕費

- ① 修繕費精算の基礎数値となりますので、必ず項目を建ててください。
- ② ここで言う修繕費には、運転管理費中の保守点検費として計上した簡易故障修理に係る費用は計上しないでください。

オ 維持管理費

- ① 施設清掃、緑地管理その他維持管理に係る経費を、その内訳を示して記載してください。

カ 薬品費

- ① 消毒用、汚泥処理用、水質等試験用等の用途を示してください。

別記 1

球磨川上流流域下水道指定管理者業務仕様書

球磨川上流流域下水道指定管理者募集要項に記載した事項のほか、指定管理者が遵守すべき基準等はこの仕様書による。

第 1 条 業務の細目

指定管理者が実施する業務の細目は次の各号のとおりとする。

- (1) 流域下水道の運転操作及び監視
 - ・ 中央監視室における操作、監視及び記録
 - ・ 水処理施設、污泥処理施設、ポンプ場（マンホールポンプを含む。以下同じ。）、流量測定システム等の各種設備の現場における機器操作、監視及び記録
 - ・ 管理日誌の作成
- (2) 流域下水道施設の保守点検及び点検によって発見された異常箇所等の調整並びに機能保全のための分解整備工事、修繕及び消耗品交換
 - ・ 施設、設備及び機器の日常点検、定期点検、臨時点検及び記録
 - ・ 施設、設備及び機器の定期自主点検及び記録
 - ・ 施設、設備及び機器の分解整備工事業務
 - ・ 施設、設備及び機器の異常箇所の調整、注油、分解清掃、修繕（改築、更新を除く。）及び消耗品（消火器等法令に基づく点検等の結果交換が必要となったものを含む）、オイルなどの交換、はく離箇所等の塗装並びに記録
 - ・ 流量計のレンジ変更（流量増加に伴い最大流量が計測不能になった場合）
 - ・ クレーン点検、消防法関係点検等の施設、設備及び機器の法定検査及び記録
 - ・ 点検機器周辺の清掃
 - ・ 法令等に基づく報告書の作成及び県が提出すべき報告書の作成支援
- (3) 流域下水道施設内の清掃、緑地管理及び警備等の維持管理
 - ・ 施設内、場内の清掃、除草等
 - ・ 終末処理場及びポンプ場の緑地管理
 - ・ 終末処理場及びポンプ場の建築物（土木施設を含む。）、外構等の点検、維持修繕、電灯交換等
 - ・ 施設の施開錠、侵入者等の監視、警備
 - ・ 指定管理業務にて排出する廃棄物の収集搬出（污泥、しさ、沈砂等は(5)で詳述）
- (4) 放流水、流入水及び污泥の計量、成分分析その他必要な計測並びに検査及び試験
 - ・ 運転管理に必要な水質分析、污泥分析並びに放流水、流入水、污泥等の計量及び記録
 - ・ 異常時の水質分析及び污泥分析その他必要な計測
 - ・ 分析結果の解析及び記録
 - ・ 流量測定システムごとの流量の測定及び記録
 - ・ 流量計その他の計測機器類の精度保持、校正等
 - ・ 試薬の管理及び廃液の管理並びに記録
- (5) 污泥、しさ、沈砂等の処理、処分及び処分状況確認
 - ・ 污泥脱水等の処理（脱水及び保管）
 - ・ 脱水污泥の処分（運搬、処分及び処分状況確認）

- ・汚泥処分のために必要な成分分析
- ・しさ、沈砂の処理・処分（脱水、保管、運搬、処分及び処分状況確認）
- ・産業廃棄物管理票の作成、交付、返付管理票の照合確認及び保管等の附帯事務
- (6) 環境保全のための排ガス及び臭気物質濃度、騒音及び振動の計測
 - ・悪臭物質濃度、振動及び騒音の計測並びに記録（ばい煙発生装置が設置された場合は、排ガス測定等の実施）
- (7) 幹線管きょ等のパトロール
 - ・幹線管きょ上のルート及びそれらのルートに設置されているマンホール（空気弁室を含む。以下同じ。）ふた及びマンホール周囲の路面状況等を月2回の頻度で目視により調査記録し、県へ報告すること。
 - ・幹線管きょの橋りょう懸架部を月1回の頻度で調査し、年2回の頻度で空気弁のエア抜動作を確認すること。
- (8) 伏越箇所調査及び清掃
 - ・伏越箇所（4箇所）及びサイホン（2箇所）の土砂等堆積の調査を令和5年度、令和8年度に実施し、清掃を令和6年度に実施すること。なお、揚泥車で吸引した土砂等は、処理場内に運搬し処理すること。
- (9) 維持管理に附帯する薬品、燃料、消耗品、電力（低圧）、水道等の調達管理
 - ・前各号の業務（この号において「維持管理業務」という。）に必要な、電力（低圧）、水道、燃料、通信運搬、薬品（水処理及び汚泥処理のほか、分析用を含む。）、機器、材料、物品（貸与物品の管理を含む。）等の調達及び管理並びに出納等記録（物品の管理には、機能休止中の流量測定システムの財産管理を含む。）
- (10) 運転データなどの記録及び保管
 - ・維持管理業務その他の業務に係るデータ記録、保管及び整理
- (11) 施設情報システムへのデータ入力
 - ・施設の維持管理状況を把握するうえで必要なデータを、業務報告及び事業報告の提出までに県の所有する施設情報システムへの入力。
- (12) 県の指示に基づく非常時への対応及び下水道業務継続計画（BCP）への対応
- (13) 普及啓発・広報活動等
 - ・生活排水処理施設整備推進、水洗化促進及び適正な維持管理に係る普及啓発・広報活動
 - ・県、流域自治体が実施する普及啓発・広報活動との連携業務
- (14) 地域経済や産業振興に関する取組み
 - ・地域の行政機関、事業者等との連携・協力支援態勢の確保
- (15) 施設見学者の案内等
 - ・施設見学者の案内及びその安全管理
- (16) 前各号に掲げるもののほか、流域下水道の管理上必要と認める業務
 - ・維持管理業務に係る計画立案及び総括管理
 - ・周辺住民からの苦情処理等の対応
 - ・県が作成する水質、汚泥等の各種法令等に規定に基づく届出、報告書等の基礎資料の作成
 - ・県が実施する学生実習生の円滑な受入のための支援
 - ・その他本仕様書に記載した事項のほか、流域下水道の管理上必要と認める業務

第2条 対象施設

指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地及び概要は次の各号のとおりとする。

- (1) 施設の名称 球磨川上流流域下水道
- (2) 所在地
 - ア 終末処理場（球磨川上流浄化センター）
球磨郡錦町大字一武字平岩 70-1
 - イ 錦ポンプ場
球磨郡錦町西下須 1640-2
 - ウ 免田ポンプ場
球磨郡あさぎり町免田西 70
 - エ 多良木ポンプ場
球磨郡多良木町多良木東 3954
 - オ マンホールポンプ
球磨郡あさぎり町深田地内等 13箇所
 - カ 幹線管きょ流量測定システム（マンホールポンプ併設分を含む。）
球磨郡あさぎり町免田地内等 6箇所
 - キ 放流止水ゲート 1箇所
 - ク 幹線管きょ
錦町ほか計画区域内一円
- ※ その他、指定期間内に増設した施設設備を含む。
- (3) 指定管理者が管理する施設の範囲
 - ア 終末処理場
流入ゲートから放流管きょ（放流ゲート）までの水処理施設、污泥処理施設全体及び全附帯施設並びに敷地
 - イ 錦、免田、多良木ポンプ場
流入ゲートからポンプ施設吐出口（場内）までの施設全体及び全附帯施設並びに敷地
 - ウ マンホールポンプ
水中ポンプ、水位計、テレメータ、制御盤等ポンプ設備一式
 - エ 幹線管きょ流量測定システム
流量計、テレメータ、制御盤等流量計測に必要な設備一式
 - オ 幹線管きょ
- (4) 現有施設の概要
別添施設概要書（別添 1-1 から 1-6）のとおり。
- (5) 施設増設・更新計画
別添施設増設・更新計画表（別添 2）のとおり
今後、管理施設の増加が見込まれるので、管理に当たっては留意すること。
※ 施設の増設計画は、あくまでも予定であり、変更することがある。
- (6) 特記事項
・水処理方式は、オキシデーションディッチ法である。

第3条 流入基準

流入水に関する基準は次のとおりとする。

(1) 水量に関する流入基準

項 目	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日平均流入水量 (m ³ /日)	7,100	7,000	6,900
日最大流入水量 (m ³ /日)	8,900	8,800	8,700
時間最大流入水量 (m ³ /日)	14,800	14,600	14,400

(2) 流入予測水量

年 度	水 量
令和9年度	2,599,722m ³
令和10年度	2,568,147m ³
令和11年度	2,534,234m ³

第4条 性能基準

指定管理者が達成すべき性能基準は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 水質基準

ア 放流水質基準

当該流域下水道に適用される下水道法、水質汚濁防止法その他の法令（県の条例、規則等を含む。）の基準で、根拠法令等により基準値が異なる場合は、より厳しい基準を指定管理者が遵守すべき放流水質基準とするが、次表の項目は、表中の基準値を放流水質基準とする。

ただし、当該基準は次の点を考慮して決定しているため、指定期間内の状況の変化により基準値の変更もあり得る。

- ・下水道法施行令第5条の5第2項の規定により流域下水道管理者たる県が定める計画放流水質が設定された場合、施設の改築工事が完了した時点で、BOD、窒素含有量及び燐含有量は当該計画放流水質を考慮した放流水質基準とする。
- ・BOD、COD及びSSは、県の「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例」の基準を考慮した放流水質基準とする。

項目	基 準 値		
	令和9年度	令和10年度	令和11年度
BOD (mg/l)	20 以下	20 以下	20 以下
COD (mg/l)	20 以下	20 以下	20 以下
SS (mg/l)	40 以下	40 以下	40 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	800 以下	800 以下	800 以下

イ 管理目標基準

「ア」の放流水質基準にかかわらず、当指定管理業務において目標数値とする管理目標基準は次のとおりとする。

	基 準 値
--	-------

項 目	令和9年度	令和10年度	令和11年度
BOD (mg/l)	3 以下	3 以下	3 以下
COD (mg/l)	7 以下	7 以下	7 以下
SS (mg/l)	3 以下	3 以下	3 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	10 以下	10 以下	10 以下
透視度 (cm)	99 以上	99 以上	99 以上
窒素含有量 (mg/l)	10 以下	10 以下	10 以下
燐含有量 (mg/l)	2 以下	2 以下	2 以下

(注意) 今後の施設整備の状況や、処理区編入等での流入量の大きな変動により基準値を見直すことがある。

(2) 維持管理基準

事業年度終了後、すべての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、協定当初の性能を有するよう（経年劣化を除く。）、関係法令等を遵守した点検、調整及び消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

(3) 環境保全に関する基準（法的規制値）

ア ばい煙に関する基準

- ・ ばい煙発生施設であるディーゼル発電機は非常用施設のため適用なし。

イ 特定悪臭物質に関する基準

対象施設：球磨川上流浄化センター、錦ポンプ場、免田ポンプ場、多良木ポンプ場

項 目	規制基準値 (ppm)	臭気強度
アンモニア	1	2. 5
メチルメルカプタン	0. 0 0 2	
硫化水素	0. 0 2	
硫化メチル	0. 0 1	
二硫化メチル	0. 0 0 9	
トリメチルアミン	0. 0 0 5	
プロピオン酸	0. 0 3	
ノルマル酪酸	0. 0 0 6	3. 5
ノルマル吉草酸	0. 0 0 0 9	2. 5
イソ吉草酸	0. 0 0 1	

ウ 騒音に関する基準（第3種区域）

対象施設	規制基準値(敷地境界線)		
	午前8時～	午前6時～午前8時	午後10時～

	午後7時	午後7時～午後10時	翌午前6時
球磨川上流浄化センター 錦ポンプ場、 免田ポンプ場、 多良木ポンプ場	65デシベル	60デシベル	50デシベル

エ 振動に関する基準（第2種区域）

対象施設	規制基準値（敷地境界線）	
	午前8時～午後7時	午後7時～翌午前8時
球磨川上流浄化センター 錦ポンプ場、免田ポンプ場、 多良木ポンプ場	65デシベル	60デシベル

（4） 水質分析の精度管理

運転管理に必要な水質分析については、内部精度管理を行うとともに、外部精度管理として環境省が実施する「環境測定分析統一精度管理調査」において、模擬排水でBOD、COD、全窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、全磷、リン酸態リンのいずれかの項目が実施される場合には参加し、分析の信頼性を確保すること。

（5） 計測機器類の精度に関する基準

各種計測機器類の精度は、メーカー保証性能等を満足するよう調整等を実施すること。

（6） 流量計の精度に関する基準

各流量計の精度は、総合・標準仕様精度を保持するものとし、範囲外のものについては校正等を実施すること。また、携帯型流量計及び他の実流量測定方法を用い設置型流量計との流量誤差の確認を行うこと。

・流量計

設置箇所		設置台数
終末処理場	流入下水用	1
	返流水用	1
	錦幹線用	1
幹線管きよ		4

第5条 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

指定管理者が第4条第1号アに定める放流水質基準を達成できない場合、次の各号に定める対応を行うこと。

- （1） 指定管理者は、計測の結果第4条第1号アに定める放流水質基準を達成していないこと（以下「放流水質未達」という。）を把握した場合、速やかに県に報告すること。

- (2) 指定管理者は、速やかに放流水質未達の原因究明を行い、その原因を排除するなどの改善措置を講じ、県に報告すること。
- (3) 前号の場合において、指定管理者は、放流水質未達が収束するまでの間、改善措置の実施状況及び水質等必要なデータを県に報告すること。

第6条 放流水が管理目標基準を満足しない場合及び施設、整備等の維持管理基準を満足しない場合の対応

指定管理者が第4条第1号イに定める管理目標基準を達成できない場合、次の各号に定める対応を行うこと。

- (1) 指定管理者は、計測の結果第4条第1号イに定める管理目標基準を達成していないこと（以下「管理目標未達」）を把握した場合、速やかに県に報告すること。
 - (2) 指定管理者は、管理目標未達の原因究明を行い、その原因を排除するなどの改善措置を講じ、県に報告すること。
- 2 指定管理者が第4条第2号に定める維持管理基準を満足しない場合、次の各号に定める対応を行うこと。
- (1) 指定管理者は、第4条第2号に定める維持管理基準を満足していないことが明らかになった場合、速やかに県に報告すること。
 - (2) 指定管理者は、維持管理基準を満足していない原因の究明を行ったうえで、改善措置を講じ、県に報告すること。

第7条 流入水質等に問題がある場合の対応方法

指定管理者は、巡回監視の実施又は県及び流域関連公共下水道管理者から収集した情報等により、流入水の臭気、色度、水素イオン濃度等の把握に努め、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある物質若しくは施設の機能を阻害する恐れがあると認める量の油、強酸性又は強アルカリ性の物質及びきょう雑物（以下「混入異物」という。）の流入が認められるときは、次の各号に定める措置等を参考に必要な対応を実施すること。

- (1) 混入異物が終末処理場に流入しないよう、必要な措置をとること。
 - (2) 混入異物の状況及び対応措置等を速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- 2 降雨時には、次の各号に定める措置等を参考に必要な対応を実施すること。
- (1) 指定管理者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うこと。
 - (2) 指定管理者は、第3条第1号に定める時間最大流入水量を上回った場合であっても、場内ポンプ等で対応できる場合は、適切な運転により処理を行うこと。
- 3 前2項の対応にもかかわらず、指定管理者が放流水質基準を達成できないときは、県に水質等のデータを提供したうえで、県に改善措置を求めることができる。

第8条 有資格者に関する条件

指定管理者は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）（以下「登録規程」という。）に基づく登録を受けていることとする。なお、複数の法人等でグループを構成している場合は、構成員の全部又は一部が登録を受けていることとする。

- 2 指定管理者は、次の各号に定める資格を有する者を配置しなければならない。

(1) 下水道技術者

- ・下水道法第22条第2項に定める有資格者
- ・登録規程第3条の規定に定める下水道処理施設管理技士（下水道第3種技術検定合格者）

(2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

- 3 指定管理者は、次の各号に例示する資格を有する者等、終末処理場等に配備しようとする従業員数や処理場の規模及び施設の実態に応じ、関係法令に従って必要な資格者を配置、選任しなければならない。なお、従業員以外の者から選任が可能な資格及び業務委託契約等により従業員の中から資格者を選任する必要のない資格等については、手続等に遺漏のないよう注意すること。

(1) 安全管理者

(2) 衛生管理者

(3) 安全衛生推進者

(4) 産業医

(5) 防火管理者

(6) 危険物取扱者

(7) 冷凍保安責任者

(8) 特定高圧ガス取扱主任者

(9) ガス溶接作業主任者

(10) ボイラー技士（ボイラー取扱作業主任者）

(11) クレーン運転士

(12) 玉掛け技能者（玉掛け技能講習終了者等）

(13) 放射線取扱主任者

(14) 特定毒物研究者

(15) 特定化学物質等作業主任者

(16) 電気事業法による主任技術者（第3種電気主任技術者）

(17) 電気工事士

(18) 無線従事者

(19) エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理者

(20) エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理員

(21) 特別管理産業廃棄物責任者

(22) 消防設備士

(23) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者

(24) アーク溶接の業務に係る特別教育修了者

(25) 研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務に係る特別教育修了者

(26) 前各号に掲げるほか、必要な資格者

第9条 県が実施する工事等に関する協力等

指定管理者は、県が施行する工事や修繕その他の管理行為及び調査、研究等が円滑に実施できるよう、下水道施設の運転等への配慮及び必要なデータの提供、夜間を含む工事期間の立会い、その他必要な協力を行うこと。

- 2 指定管理者は、県が管理する下水道台帳及びこれを補完する台帳等に修繕履歴等記録すべきデータなどを整理し、当該データのシステムへの入力等を行うこと。

- 3 県が建設工事の実績等のデータを下水道台帳等に入力する際、指定管理者は必要な協力を行うこと。
- 4 指定管理者は、国その他公共部門に属する団体等から流域下水道の運転等に関するデータ等の提供依頼があったときは、これを誠実に処理すること。

第10条 管理業務に係る緊急的措置に関する取扱い

指定管理者は、管理業務に関して緊急に措置が必要と認められる場合には、速やかに県に施設の状態その他必要な事項を報告し、その指示に従うこと。

第11条 分解整備工事に関する取扱い

第1条第2号に定める分解整備工事業務は、指定管理者と県が協議のうえ、適切な時期、方法及び内容で行うこと（県が想定する施工周期および内容は、それぞれ別添4-1、4-2のとおり）。

なお、分解整備工事に係る費用として、令和9年度4,417万円、令和10年度5,836万3千円、令和12年度5,265万9千円を想定している（税込）。

第12条 修繕及び消耗品交換に関する取扱い

第1条第2号に定める修繕及び消耗品交換業務（以下「修繕等」という。）は、指定管理者が適切な時期及び方法で行うこと。

なお、修繕等に係る費用として、年間730万円（税込）を想定している。

第13条 汚泥等廃棄物の処理、処分に関する取扱い

指定管理者は、第1条第5号に定める汚泥等廃棄物の処理、処分に関し、下水道法第21条の2、熊本県廃棄物処理計画及びその他の法令等の規定に基づき適正に処理し、併せて再生利用等による減量化に資するよう取り扱うこと。なお、汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分業者の選定等に当たっては次のことに留意すること。

- (1) 運搬業者については、積込み場所及び処分先の積卸し場所を所管する許可権者が発行する産業廃棄物収集運搬業許可書により事業の範囲、許可期間等が適正であることを確認すること。
 - (2) 処分業者については、汚泥等を処分する処分地を所管する許可権者が発行する産業廃棄物処分業許可書により事業の範囲、許可期間等が適正であることを確認すること。
 - (3) 運搬及び処分業者の選定については、事前に熊本県の承認を得ること。
 - (4) 汚泥等の収集運搬及び処分の委託に当たり、産業廃棄物処理業者及び指定管理者間で産業廃棄物処理基本契約及び具体的な実施契約を締結すること。
 - (5) 指定管理者は、定期的に処分先での汚泥等の処分状況を確認すること。
- また、産業廃棄物の処理に当たっては、電子マニフェストの利用に努めること。

第14条 普及啓発・広報活動に関する取扱い

指定管理者は、県内の生活排水処理施設の整備推進、水洗化の促進及び適正な維持管理に関して、県と協力・連携して県民に対し普及啓発・広報活動を行うこと。

なお、普及啓発に係る費用は年間165万円程度（税込）を想定している。

第 15 条 新たに供用する施設の管理業務の引継ぎ

県は、施設を新たに供用しようとするときは、完成図書その他必要な書類等により、指定管理者に当該施設の管理業務を引き継ぐ。

第 16 条 測定、検査

指定管理者は、日常的な運転管理等に資するため、別添水質試験等に関する基準（別添 3-1、3-2 及び 3-3）に定める頻度及びサンプリング箇所を標準として、水質、汚泥、環境保全項目等に係る測定及び検査を行うこと。また、放流水について下水道法第 21 条に基づく水質検査及び流入水について別添水質試験等に関する基準（別添 3-4）に定める内容で水質監視試験を行うこと。

2 前項の測定及び検査は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省建設省令第 1 号）及び同省令で引用する排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）、日本産業規格その他の規程並びに社団法人日本下水道協会編「下水試験方法」に定める検定方法で行うこと。ただし、汚泥測定及び検査のうち、脱水汚泥の溶出試験については、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）に定める方法で、含有試験については、「肥料等試験法」に定める方法で行うこと。

3 前 2 項に定める測定及び検査を第三者に委託する場合には、環境計量証明事業登録事業者に行わせなければならない。この場合、委託先から計量証明書の提出を受けること。

第 17 条 業務記録及び報告

指定管理者は、その業務に関して、次の各号に掲げる項目を記載した業務日誌を記録し、記録事項を県に対し速やかに業務日報として提出すること。

- (1) 天候、気温及び雨量
- (2) 総括責任者及び業務従事者職氏名
- (3) 水質、水量、汚泥量等の計測値
- (4) 電力、燃料等の数量
- (5) 主要機器の運転記録
- (6) 日常点検状況
- (7) 次班引継記録
- (8) その他必要事項

2 指定管理者は、毎月末日から 15 日を経過する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した業務月報を県に提出すること。

- (1) 業務日誌記録事項の月集計（流入水、放流水の水量及び水質、下水及び汚泥の処理処分状況、下水及び汚泥の分析結果並びに電力等調達管理状況等）
- (2) 流量測定システムごとの流量の月集計
- (3) 運転操作、保守点検、維持補修、調整、給油、部品交換等の状況等
- (4) 事故、故障及び苦情の状況並びにその対応結果等
- (5) 施設見学者及び視察者の状況
- (6) その他必要事項

3 指定管理者は、事業年度の末日から 1 か月を経過する日までに、次の各号に定める内容を記載した事業報告を県に提出し、県の承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実施状況

- (2) 管理経費の収支計算
 - (3) 事業年度終了時の施設機能の確認状況
 - (4) その他県が必要と認める事項
- 4 指定管理者は、次の各号に定める内容を記載した業務年報を、事業報告書に添えて提出すること。
- (1) 業務月報記載事項の年集計
 - (2) その他必要事項
- 5 指定管理者は、業務日報、業務月報、業務年報及び事業報告の内容に関して県が行う照会、調査及び指示に協力すること。

第18条 業務手順書等の作成

指定管理者は、施設の管理上必要な次の各号に掲げる業務手順書等を作成し、前条の規定により作成した書類とともに施設内に備え置くとともに、毎年3月末に県へ提出すること。

- (1) 異常気象、災害、事故、異常物質流入、機器故障等の危機対応に関するマニュアル
- (2) 流域下水道の運転操作及び監視マニュアル
- (3) 施設の保守点検マニュアル
- (4) 施設の清掃、緑地管理、警備等の維持管理マニュアル
- (5) 主ポンプ等主要機器のメーカー性能試験成績表及び性能試験結果表(供用開始時、分解整備工事前後)
- (6) 施設設備の点検表及び点検頻度一覧表
- (7) 水質、汚泥分析の標準作業手順書
- (8) その他留意事項等を記した書類

第19条 管理委託料等

指定管理者は、各事業年度の当初に指定管理者と県が協議したうえで作成した支払計画書を基に、四半期ごとの概算払いを請求することができる。

第20条 施設、設備及び物品の使用並びに管理等

指定管理者は、本件業務の遂行に必要な範囲内で、県の所有に属する施設、設備及び物品(以下「県有施設等」という。)を使用することができる。

- 2 県有施設等の範囲等細目的事項については、県と指定管理者との協議で定める。
- 3 県有施設等のうち、県の所有に属する物品(以下「県有物品」という。)については、熊本県物品取扱規則(昭和39年熊本県規則第20号)に基づいて管理を行うものとする。
- 4 指定管理者は、県有物品及び本件業務により指定管理者が調達した物品についてそれぞれ物品管理簿を備え、これを適正に管理しなければならない。

第21条 再委託

指定管理者は、指定管理者が実施する業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、運転操作及び監視以外の業務については、県の承認を得て第三者に請け負わせることができる。

第 22 条 保険

県は、指定管理者の管理方法等が原因で発生した損害及び損失と認められるものについては、当該損害を指定管理者に求償することがあるため、指定管理者はリスク管理のため自己の負担により賠償責任保険に加入すること。

(別添1-1) 施設概要書

球磨川上流流域下水道

所在地	球磨郡錦町大字一武字平岩70番地の1
電話番号	0966-38-0279(球磨川上流浄化センター)
ファクシミリ番号	0966-38-5028 (同 上)



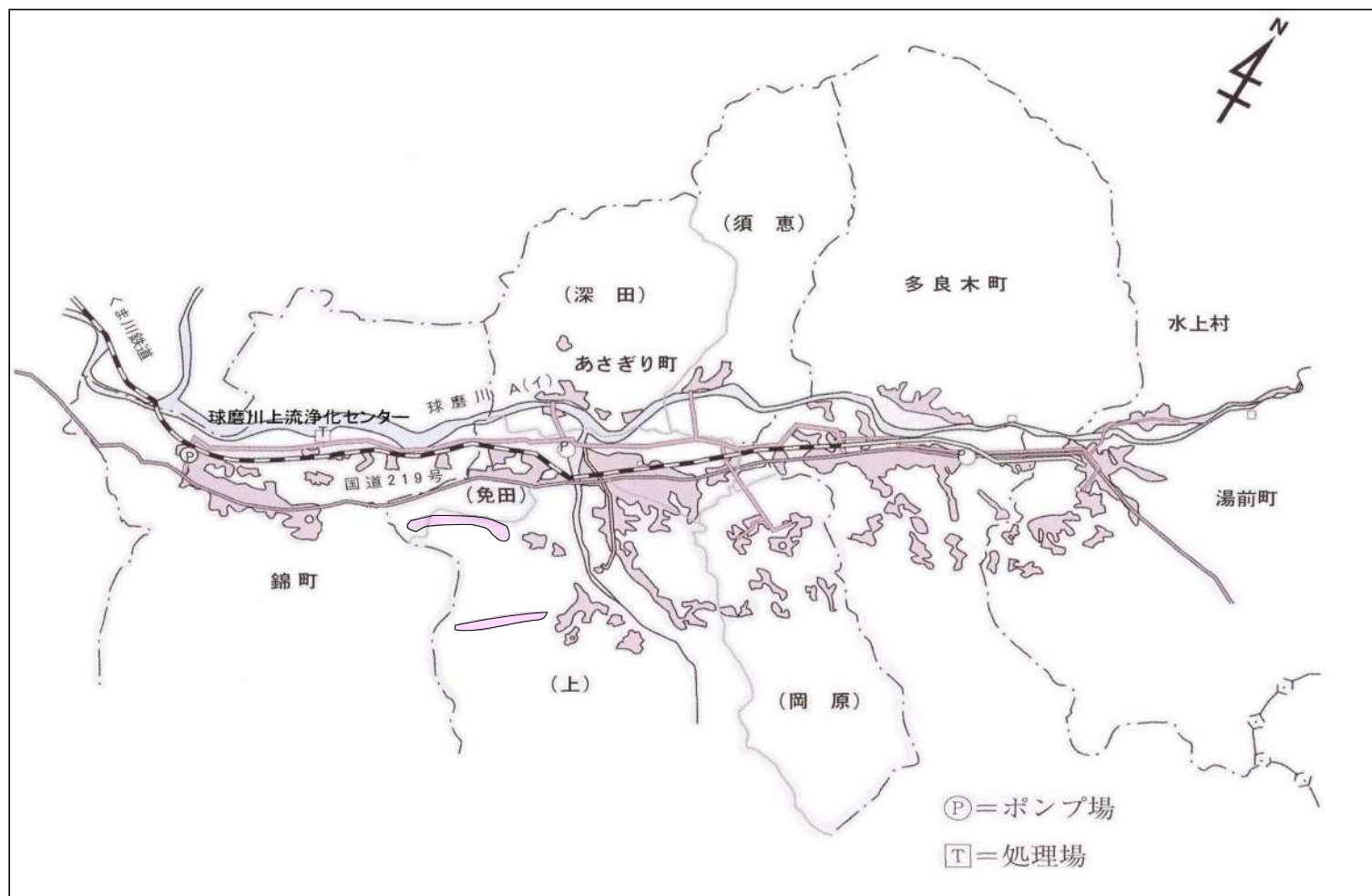
設置年月日	平成11年4月1日供用開始		
設置根拠	熊本県流域下水道条例		
設置目的	球磨川上流流域の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善		
全体計画処理面積・処理人口	・関連市町村：錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村 ・全体計画処理面積：約1,436ha ・全体計画処理人口：約16,890人		
主な施設内容	・終末処理場(球磨川上流浄化センター) 1箇所 5.1ha ・中継ポンプ場(錦ポンプ場、免田ポンプ場、多良木ポンプ場) 3箇所 ・その他 幹線管さよ流量測定システム(6箇所) マンホールポンプ(R7年度現在13箇所) 幹線管さよ(球磨川幹線他) 約34.4km		
施設の諸元	・排除方式：分流式 ・処理方式：オキシデーションディッチ法 ・全体計画日最大汚水量：8,370m³/日 ・全体計画処理能力：9,600m³/日 ・R7年度末現在現有処理能力：9,600m³/日(4池供用) (年間流入水量実績は本表末尾記載のとおり)		
条例記載の指定管理者の業務	・流域下水道の運転操作及び監視に関する業務 ・流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務 ・その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務		
現在の管理状況	☐ 直営 ☒ 指定管理者制度 指定管理者：九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体		
委託料	R5年度 186,248 千円	R6年度 183,646 千円	R7年度 178,807 千円
年間流入水量	R5年度 2,695,899 m ³	R6年度 2,756,689 m ³	R7年度 2,771,895 m ³

熊本県担当部(局)・課	土木部道路都市局下水環境課	Tel	096-333-2529
		Mail	gesuikankyo@pref.kumamoto.lg.jp

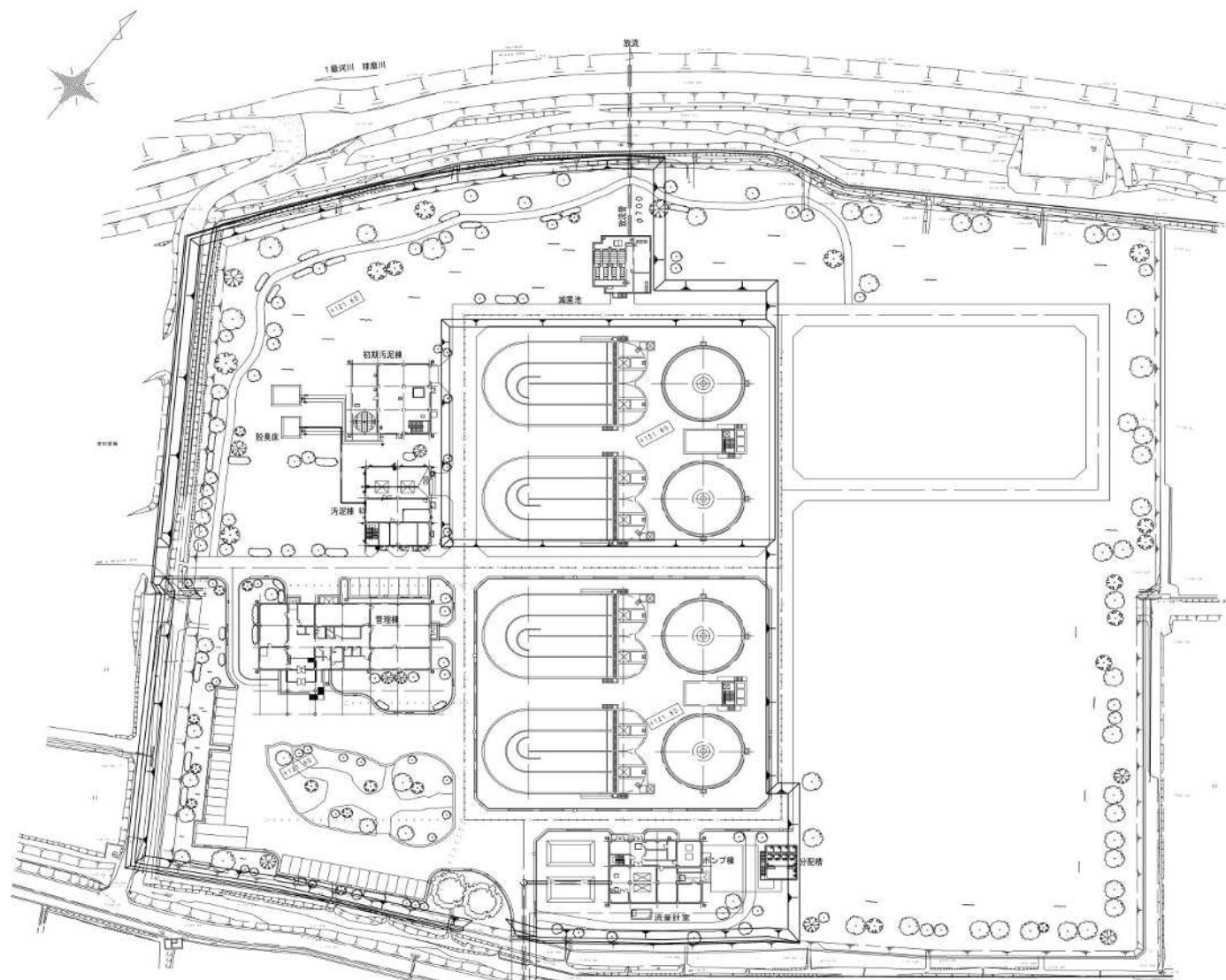
全体計画と現況

項 目		全 体 計 画						事 業 計 画					
		錦 町	あさぎり町	多良木町	湯 前 町	水 上 村	計	錦 町	あさぎり町	多良木町	湯 前 町	水 上 村	計
目 標 年 次		令和17年度						令和10年度					
								現況（令和7年度末）					
計画処理面積（ha）		220	668	332	175	41	1,436	220	668	332	175	41	1,436
								220	668	332	175	41	1,436
計画処理人口（人）		3,370	7,540	3,750	1,670	560	16,890	3,680	8,610	4,390	1,990	640	19,310
								4,598	11,471	5,276	2,733	901	24,979
水洗化人口（人）		3,370	7,540	3,750	1,670	560	16,890	3,680	8,610	4,390	1,990	640	19,310
								3,481	10,036	4,277	2,349	845	20,988
汚 水 量 原 単 位 (ℓ/人・日)	日 平 均	330	340	350	365	370	—	330	340	350	365	370	—
	日 最 大	415	425	435	460	465	—	415	425	435	460	465	—
	時間最大	665	680	700	740	745	—	665	680	700	740	745	—
計画汚水量 (m³/日)	日 平 均	1,250	2,810	1,680	730	280	6,730	1,360	3,170	1,900	850	310	7,570
								—	—	—	—	—	—
	日 最 大	1,690	3,490	1,990	890	330	8,370	1,810	3,950	2,270	1,040	370	9,420
								—	—	—	—	—	—
	時間最大	2,810	5,690	3,350	1,470	560	13,860	3,020	6,420	3,790	1,710	620	15,540
								—	—	—	—	—	—
排 除 方 式		分 流 式											
計画流入水質（mg/ℓ）		計画 BOD＝230 SS＝250 T-N＝47 T-P＝6						計画 BOD＝220 SS＝250 T-N＝45 T-P＝5					
処理場	処 理 場 位 置	球磨郡錦町大字一武字平岩70番の1											
	処 理 方 式	オキシデーションディッチ法											
	処 理 能 力	9,600(m³/日)						令和7年度末 9,600(m³/日)					
	放流水質（mg/ℓ）	BOD＝15 T-N＝20 T-P＝3											
	敷 地 面 積 (ha)	約5.1											
放流先	名称/環境基準	一級河川・球磨川						A－Ⅰ（BOD：2mg/ℓ以下）					
	低水流量（m³/sec）	現況 7.98						下水道整備後 7.98					
幹線管渠 延 長	幹 線 名	球磨川	錦	上	多良木	湯前		深田	須恵	岡原第1	岡原第2	水上	
	管きょ延長（km）	16.99	3.03	3.09	0.43	1.47		1.41	1.66	2.51	1.10	2.72	
	総 延 長	34.4Km											
汚水中継ポンプ場（ヶ所）		3ヶ所											

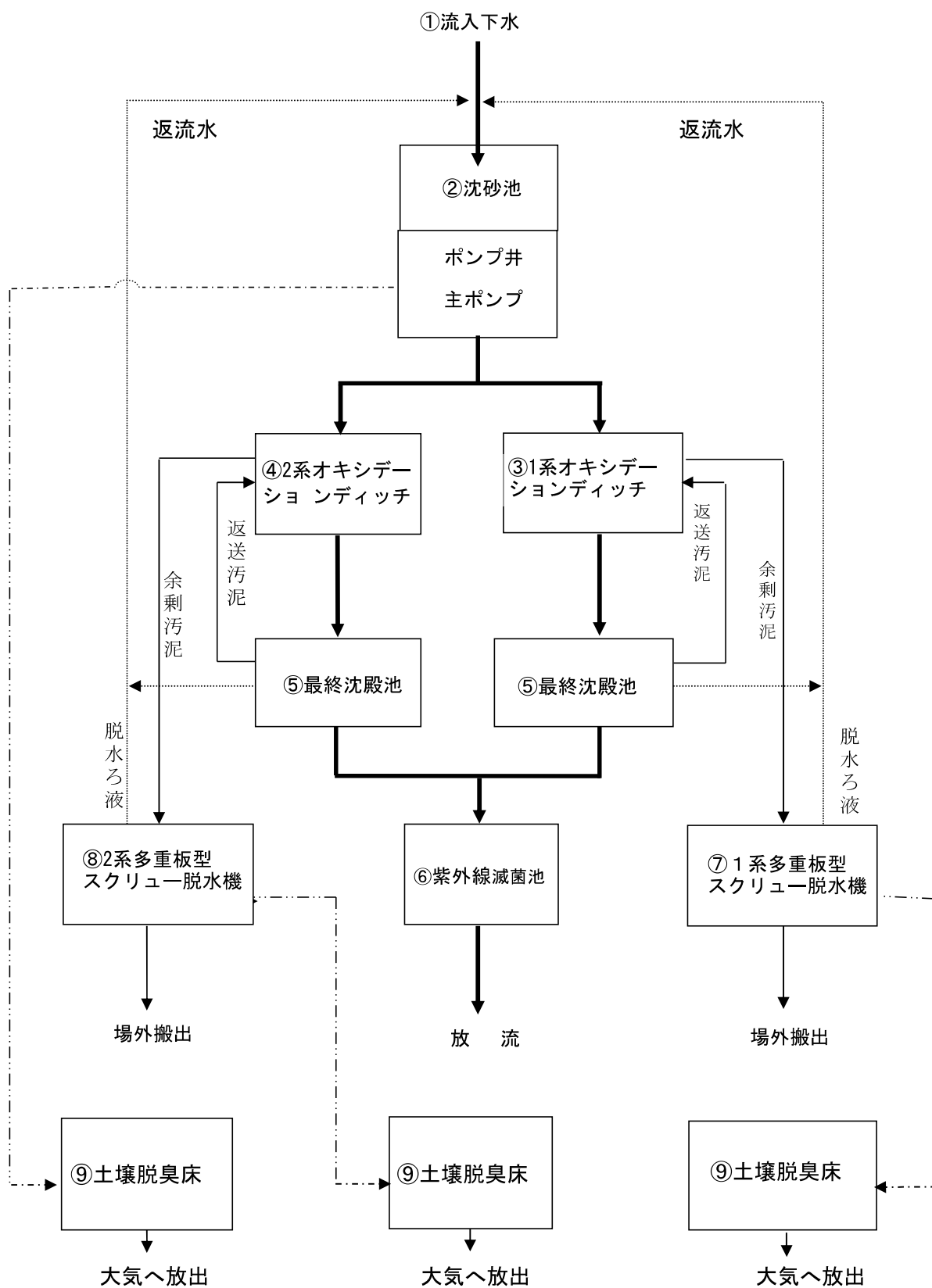
(別添 1－3)球磨川上流流域下水道 全体図



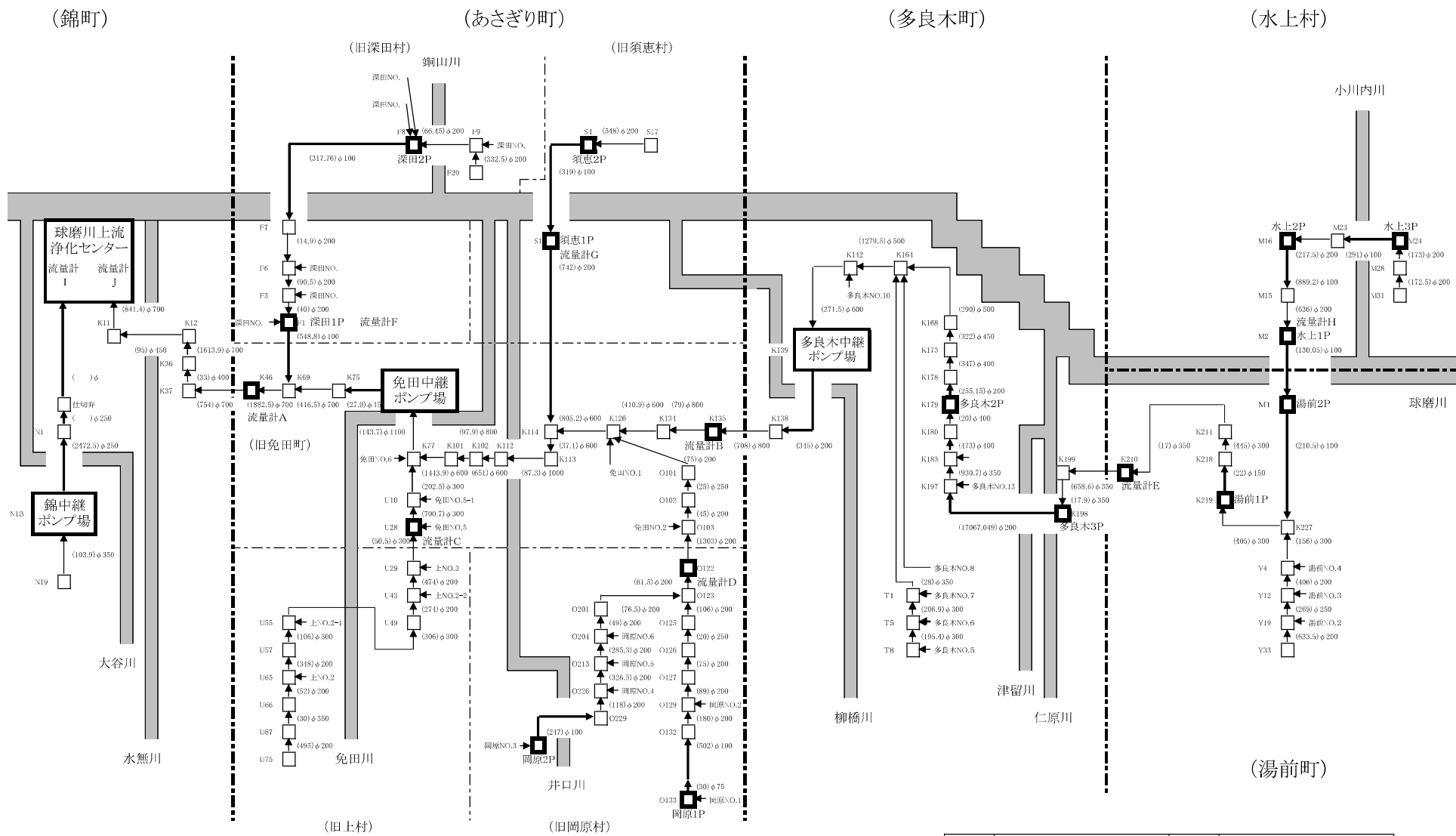
(別添 1 - 4) 球磨川上流浄化センター配置図



(別添1-5)球磨川上流浄化センターフローシート



(別添1ー6)球磨川上流流域下水道 幹線図



- ・空気弁 多数あり
- ・土砂吐弁 多数あり
- ・伏せ越し 多数あり

※流量計C、Dは機能休止中

	マンホール		圧送管
	マンホールポンプ・流量計		流域幹線等

(別添2)

施設増設・更新計画表

球磨川上流流域下水道

			R9	R10	R11
管渠					
ポンプ場	免田	測量試験	●改築更新設計●		
		土木建築			
		機械電気設備		●改築更新工事●	
処理場	測量試験				
	沈砂池・ポンプ棟	土木建築			
		機械電気設備			
	水処理設備	土木建築			
		機械電気設備			
	汚泥処理設備	土木建築			
		機械電気設備			
	管理棟	電気	●遠方監視装置更新工事●		
	その他				

※この計画はあくまでも予定であり、変更することがある

(別添 3 - 1) 水質試験等に関する基準【球磨川上流流域下水道】

1 水質

項目	試料	流入水	放流水	OD槽混合液 (OD槽毎)
水温		●★	●★	●★
外観		●★	●★	●★
臭気		●★	●★	●★
透視度		●★	●★	
pH		●★	●★	●★
SS		●★	●★	
COD		▲★	▲★	
BOD		■★	■★	
大腸菌数		■★	■★	
全窒素		■	■	
全磷		■	■	
アンモニア性窒素		■	■	
亜硝酸性窒素		■	■	
硝酸性窒素		■	■	
磷酸イオン態磷		■	■	
SV (30分沈殿汚泥量)				●★
MLSS				●★
SVI				●★
微生物試験				◆

●：休日を除く毎日

▲：週 1 回

◆：月 1 回

■：月 2 回 (隔週 1 回)

★：年 4 回 (5 月・8 月・11 月・2 月)→通日試験
時間毎に 2 回、それ以外の項目は 2 時間毎に 1 3 回

「大腸菌数」については 10、14、18 時に、「OD 槽混合液」の試料は 2

(別添3-2)水質試験等に関する基準【球磨川上流流域下水道】

2 汚泥

試料 項目	最終沈殿池	脱水ケーキ (1系多重板型スクリーン脱水機)	脱水ケーキ (2系多重板型スクリーン脱水機)
有機分(強熱減量)	◆	◆	◆
含水率		運転日	運転日
アルキル水銀			★
総水銀			★△
カドミウム			★△
鉛			★△
有機燐			★
6価クロム			★
ヒ素			★△
シアン			★
ポリ塩化ビフェニル			★
トリクロロエチレン			★
テトラクロロエチレン			★
ジクロロメタン			★
四塩化炭素			★
1,2-ジクロロエタン			★
1,1-ジクロロエチレン			★
シス-1,2-ジクロロエチレン			★
1,1,1-トリクロロエタン			★
1,1,2-トリクロロエタン			★
1,3-ジクロロプロペン			★
チウラム			★
シマジン			★
チオベンカルブ			★
ベンゼン			★
セレン			★
1,4-ジオキサン			★
亜鉛			△
ニッケル			△
全クロム			△
PFOS含有量			●
PFOA含有量			●

◆:月1回

★:溶出試験 年4回

△:含有試験 月1回

●:含有試験 年4回

※脱水汚泥、し渣・沈砂等の処分に当たり、その他必要な項目があれば分析すること。

(例:長崎県へ搬出する場合、前年度(11月頃)に表中の溶出試験★、含有試験△に加え、ダイオキシン類の含有試験を行う必要がある。)

(別添3-3)水質試験等に関する基準【球磨川上流流域下水道】

3 環境保全項目

項目		測定施設・測定箇所		測定頻度等	備考
悪臭 (右の物質)	アンモニア	球磨川上流浄化センター 錦ポンプ場 免田ポンプ場 多良木ポンプ場	敷地境界(4地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点)	年1回	・悪臭防止法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。
	メチルメルカプタン				
	硫化水素				
	硫化メチル				
	二硫化メチル				
	トリメチルアミン				
	プロピオン酸				
	ノルマル酪酸				
	ノルマル吉草酸				
	イソ吉草酸				
騒音		球磨川上流浄化センター 錦ポンプ場 免田ポンプ場 多良木ポンプ場	敷地境界(4地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点)	年1回 (朝、昼、夕、夜間 各1回)	・騒音規制法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。
振動		球磨川上流浄化センター 錦ポンプ場 免田ポンプ場 多良木ポンプ場	敷地境界(4地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点) 敷地境界(1地点)	年1回 (昼間、夜間 各1回)	・振動規制法その他関係法令に定められた方法で実施すること。 ・同法の規制地域外であっても、施設の立地状況等を勘案した規制基準値を参考に実施すること。

(別添3-4)水質試験等に関する基準【球磨川上流流域下水道】

4 水質監視試験

区 分			水 質		備 考
			放流水	流入水	
	1	pH	★	★	
	2	BOD	★	★	
	3	COD	★	★	
	4	SS	★	★	
	5	大腸菌群数	★	★	
	6	全窒素	★	★	
	7	全リン	★	★	
	8	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	★	★	
	9	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	★	★	
	10	フェノール類	★	★	
	11	銅	★	★	
	12	亜鉛	★	★	
	13	溶解性鉄	★	★	
	14	溶解性マンガ	★	★	
	15	全クロム	★	★	
有 害 物 質 項 目	16	カドミウム	★	★	
	17	シアン	★	★	
	18	有機リン	★	★	
	19	鉛	★	★	
	20	六価クロム	★	★	
	21	ヒ素	★	★	
	22	総水銀	★	★	
	23	アルキル水銀	★	★	
	24	PCB	★	★	
	25	トリクロロエチレン	★	★	
	26	テトラクロロエチレン	★	★	
	27	ジクロロメタン	★	★	
	28	四塩化炭素	★	★	
	29	1,2-ジクロロエタン	★	★	
	30	1,1-ジクロロエチレン	★	★	
	31	シス-1,2-ジクロロエチレン	★	★	
	32	1,1,1-トリクロロエタン	★	★	
	33	1,1,2-トリクロロエタン	★	★	
	34	1,3-ジクロロプロペン	★	★	
	35	チウラム	★	★	
	36	シマジン	★	★	
	37	チオベンカルブ	★	★	
	38	ベンゼン	★	★	
	39	セレン	★	★	
	40	ホウ素	★	★	
	41	フッ素	★	★	
	42	1,4-ジオキサン	★	★	
	43	アンモニア性窒素	★	★	
	44	亜硝酸性窒素	★	★	
	45	硝酸性窒素	★	★	
そ の 他	1	PFOS	●	●	
	2	PFOA	●	●	
項 目 合 計			47	47	

★ 月2回

● 年4回

※その他、放流水、流入水、河川等について、県が必要と認める検査を実施することとする。

(別添4-1) 分解整備工事年次計画表

球磨川上流浄化センター 分解整備工事年次計画(R9~R11)

	事項	施工周期(年)	供用開始年度	R9	R10	R11
○ 機 械						
場 内 施 設	○主ポンプ設備					
	No.1汚水ポンプ	8	R4			
	No.2汚水ポンプ	8	H11	○		
	No.3汚水ポンプ	8	H15			
	No.4汚水ポンプ	8	H19			
	○除塵・除砂設備					
	No.1自動除塵機	8	H11			
	No.2自動除塵機	8	H19	○		
	No.1し渣搬出機	8	H19			
	No.2し渣搬出機	8	H19			
	沈砂し渣洗浄機	8	H19			
	し渣脱水機	8	H19	○		
	揚砂ポンプ	8	H19			○
	スクリーンユニット	8	H28			
	○反応タンク設備					
	No.1-1機械式曝気装置	8	H11			
	No.1-2機械式曝気装置	8	H11			
	No.2-1機械式曝気装置	8	H15			
	No.2-2機械式曝気装置	8	H15			
	No.3-1機械式曝気装置	8	H17			
	No.3-2機械式曝気装置	8	H17			
	No.4-1機械式曝気装置	8	H20			
	No.4-2機械式曝気装置	8	H20			
	○最終沈殿池設備					
	No.1終沈汚泥掻寄機	8	H11		○	
	No.2終沈汚泥掻寄機	8	H14		○	
	No.3終沈汚泥掻寄機	8	H17		○	
	No.4終沈汚泥掻寄機	8	H20			
	○汚泥処理設備					
	No.1-1,2返送汚泥ポンプ[2台]	8	H11			
	No.2-1,2返送汚泥ポンプ[2台]	8	H14			
	No.3-1,2返送汚泥ポンプ[2台]	8	H17	○		
	No.4-1,2返送汚泥ポンプ[2台]	8	H20			
	No.3,4余剰汚泥ポンプ[2台]	8	H18			
	No.1,2濃縮汚泥ポンプ[2台]	8	H11			
	脱水ケーキ搬出機	8	H11			
	No.1-1汚泥脱水機(スクリープレス式)	5	R7			
	No.1-2汚泥脱水機(スクリープレス式)	5	R7			
	No.2汚泥脱水機(スクリープレス式)	5	H17		○	
	No.3汚泥脱水機(スクリープレス式)	5	H30			
	○処理水再利用設備					
	No.1砂ろ過器	8	H11	○		

	事項	施工周期(年)	供用開始年度	R9	R10	R11
場 外 施 設	○錦中継ポンプ場					
	No.1汚水ポンプ	8	H11			○
	No.2汚水ポンプ	8	H11			○
	○免田中継ポンプ場					
	No.1汚水ポンプ	8	R2			○
	No.2汚水ポンプ	8	H13			
	No.3汚水ポンプ	8	H14			
	No.1破砕機	8	H14			
	No.2破砕機	8	H14			
	○多良木中継ポンプ場					
	No.1汚水ポンプ	8	H22			
	No.2汚水ポンプ	8	H28			
	No.3汚水ポンプ	8	H11	○		
	破砕機	8	H22			
	○マンホールポンプ					
	深田1号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	深田2号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	須恵1号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	須恵2号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	岡原1号マンホールポンプ[2台]	8	H12			
	岡原2号マンホールポンプ[2台]	8	H25			
	多良木2号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	多良木3号マンホールポンプ[2台]	8	H11			
	湯前1号マンホールポンプ[2台]	8	H13			
	湯前2号マンホールポンプ[2台]	8	H20			
	水上1号マンホールポンプ[2台]	8	H20			
	水上2号マンホールポンプ[2台]	8	H13			
	水上3号マンホールポンプ[2台]	8	H14			
場 内 施 設	○電 気					
	○管理棟(電気室)					
	電気設備	6	H11			
	蓄電池設備	9	H30			
	○管理棟(発電機室)					
	非常用発電機	8	R8			
	蓄電池設備	8	R8			
	○その他					
	ケーキホツパ重量計	8	H11			
場 外 施 設	○錦中継ポンプ場					
	非常用発電機	8	H11			
	蓄電池設備	8	H11			
	○免田中継ポンプ場					
	非常用発電機	8	H13			
	蓄電池設備	8	H22			
	○多良木中継ポンプ場					
	非常用発電機	8	H22			○
	蓄電池設備	8	H22			○

※これは予定であり、実際の施工は変更することがある。

(別添4-2)

- 機 械
○ 主ポンプ設備

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.2汚水ポンプ
2	型式	CN150G-P
3	製造番号	0215-352
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	ポンプ棟
6	供用開始年度	H11
7	仕様	$\phi 150 \times 2.7\text{m}^3/\text{min} \times 13\text{m} \times 15\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 本体取替(脱着既設流用)(1式) 型式: CN150G-P 仕様: $\phi 150 \times 2.7\text{m}^3/\text{min} \times 13\text{m} \times 15\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$ 、羽根車材質(SCS13) その他: ①ケーブル長(40m)、②チェーン(SUS304、6m)、③スライド (2) 産廃処分(1式)

- 除塵・除砂設備

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.2自動除塵機
2	型式	間欠式前面掻揚型
3	製造番号	0683311
4	製造者	(株)日立プラントテクノロジー
5	設置場所	ポンプ棟
6	供用開始年度	H19
7	仕様	・水路幅1,000mm×深2,800mm、目幅20mm×取付角度75度 ・減速機: 電動機直結ウォーム型減速機SK-UA120 ・電動機: $3\phi \times 1.5\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 分解整備(1式) (2) 部品取替 (レーキ) ①スプロケット、②上部ガイド軸、③ガイドホイール (ラック) ①ラックローラー・ブッシュ・ボルト、②ラック、③ガイドレール (給電部) ①ケーブルベア (給油配管) ①鋼管、②食込継手 (その他) ①消耗品等 (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	球磨川上流浄化センター し渣脱水機
2	型式	スクリーブプレス式
3	製造番号	0683314
4	製造者	(株)日立プラントテクノロジー
5	設置場所	ポンプ棟
6	供用開始年度	H19
7	仕様	・処理能力: 約0.5m³/hr ・減速機: 電動機直結型サイクロ減速機CHVM2-6130-DC ・電動機: 3φ × 1.5kW × 4P × 400V × 60Hz ・スクリーブ: 羽根外形φ245 × 羽根ピッチP254 × 回転数約19.9rpm
8	整備内容	(1) 分解整備(1式) (2) 部品取替 ①サイクロ減速機、②スクリーブ、③駆動軸、④軸受箱、⑤軸受(155、200)、 ⑥その他消耗品等 (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	球磨川上流浄化センター 揚砂ポンプ
2	型式	CVC100G-F80
3	製造番号	0886-495
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	ポンプ棟
6	供用開始年度	H19
7	仕様	φ80 × 0.5m ³ /min × 20m × 7.5kW × 4P × 400V × 60Hz
8	整備内容	(1) 本体取替(脱着既設流用)(1式) 型式: CVC1001G-F80 仕様: φ80 × 0.5m ³ /min × 20m × 7.5kW × 4P × 400V × 60Hz、羽根車材質(HiCr) その他: ①ケーブル長(10m)、②チェーン(SUS304、6m)、③ポンプスタンド (2) 産廃処理(1式)

○ 最終沈殿池設備

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.1終沈汚泥掻寄機
2	型式	中央駆動支柱型
3	製造番号	
4	製造者	日立機電工業(株)
5	設置場所	No.1最終沈殿池
6	供用開始年度	H11
7	仕様	・槽寸法: φ20,000mm × 側深水3,500mm、掻寄速度: 1.6m/min ・減速機: 電動機直結型立形サイクロ減速機 ・電動機: 3φ × 0.75kW × 4P × 400V × 60Hz
8	整備内容	(1) 減速機分解整備(1式) (2) 部品取替 <u>(スカムスキマー)</u> ①Vシール、②ローラー、③ピン・ブッシュ、④ゴム板(t=6) <u>(レーキ)</u> ①ブレードゴム、②ゴム押え板 <u>(その他)</u> ①消耗品等 (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.2終沈汚泥掻寄機
2	型式	中央駆動支柱型(ピケットフェンス付)
3	製造番号	
4	製造者	日立機電工業(株)
5	設置場所	No.2最終沈澱池
6	供用開始年度	H14
7	仕様	・槽寸法: $\phi 20,000\text{mm} \times$ 側深水 $3,500\text{mm}$ 、掻寄速度: 約 $1.6\text{m}/\text{min}$ ・減速機: 電動機直結型立形サイクロ減速機CNHM05-4115DA-TL ・電動機: $3\phi \times 0.4\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	No.1終沈汚泥掻寄機と同様

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.3終沈汚泥掻寄機
2	型式	中央駆動支柱型(ピケットフェンス付)
3	製造番号	
4	製造者	日立機電工業(株)
5	設置場所	No.3最終沈澱池
6	供用開始年度	H17
7	仕様	・槽寸法: $\phi 20,000\text{mm} \times$ 側深水 $3,500\text{mm}$ 、掻寄速度: 約 $1.6\text{m}/\text{min}$ ・減速機: 電動機直結型立形サイクロ減速機CNHM1-6125DB-TL ・電動機: $3\phi \times 0.75\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	No.1終沈汚泥掻寄機と同様

○ 汚泥処理設備

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.3-1返送汚水ポンプ
2	型式	HSP-125FC
3	製造番号	HUK466
4	製造者	古河機械金属(株)
5	設置場所	2系汚泥ポンプ室
6	供用開始年度	H17
7	仕様	$\phi 150/125 \times 1.7\text{m}^3/\text{min} \times 5\text{m} \times 920\text{rpm} \times 3.7\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 分解整備(各種試験調整を含む)(1式) (2) 部品取替 ①インペラロックボルト(1台分)、②Oリング(ハンドホールカバー用、バックカバー用、ベアリングハウジング用、シャフトスリーブ用、スタフィングボックス用)(各1個)、③バックカバー(各1個)、④フロンカバーパッキン($T=1.0$)(3個)、⑤フロンカバーパッキン($T=2.0$)(5個)、⑥Vリング(A、B)(各1個)、⑦ベアリングハウジング(1個)、⑧ベアリング(A、B)(各1個)、⑨ベアリングボルト・ナット(各1個)、⑩カバーパッキン(A、B)(各1個)、⑪調整シム(10個)、⑫オイルゲージ(2個)、⑬シャフト(1個)、⑭シャフトスリーブ(1個)、⑮メカニカルシール(1個)、⑯コダカ6角ボルト(メカニカル)(1個)、⑰Vベルト(2個)、⑱Vプーリー(プッシング、平行キー含む)(ポンプ側、電動機側)(各1個分)、⑲電動機用ベアリング(1台)、⑳その他消耗品等(1式) (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.3-2返送汚水ポンプ
2	型式	HSP-125FC
3	製造番号	HUK467
4	製造者	古河機械金属(株)
5	設置場所	2系汚泥ポンプ室
6	供用開始年度	H17
7	仕様	$\phi 150/125 \times 1.7\text{m}^3/\text{min} \times 5\text{m} \times 920\text{rpm} \times 3.7\text{kW} \times 4\text{P} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	No.3-1返送汚水ポンプと同様

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.2汚泥脱水機(多重板型スクリープレス式)
2	型式	NSCDM-205
3	製造番号	
4	製造者	新日本製鐵(株)
5	設置場所	汚泥棟
6	供用開始年度	H17
7	仕様	・スクリー軸:約φ200×5本、ろ過速度:35kg・DS/H以上 ・電動機:総合出力4.325kW
8	整備内容	(1)分解整備(各種試験調整を含む)(1式) (2)部品取替 ①自動スクリーン本体(1台)、②汚泥サービスタンク攪拌ポンプ(1台)、③汚泥供給ポンプ(1台)、④汚泥サービスタンク(液位計、変換機)(各1個)、⑤凝集混和タンク攪拌機(減速機)(1台)、⑥凝集混和タンク(液位計、変換機)(各1個)、⑦脱水機本体(スクリー軸、可動板)(5軸)、⑧流入ホース(5本)、⑨給水弁(1個)、⑩背圧弁(1個)、⑪サイホン止めチャッキ弁(1個)、⑫洗浄水電動弁(2個)、⑬両性高分子凝集剤溶解タンク攪拌機減速機(安全カバー付き)(1個)、⑭原液貯槽タンク攪拌機減速機(安全カバー付き)(1個)、⑮両性高分子凝集剤供給ポンプ(1台)、⑯両性高分子凝集剤原液移送ポンプ(1台)、⑰無機凝集剤供給ポンプ(1台)、⑱原液貯槽タンク静電容量式液位計(1個)、⑲インバーター(脱水機本体減速機用)(5台)、⑳インバーター(凝集混和タンク攪拌機減速機用)(1台)、㉑インバータ取付アタッチメント(6個)、㉒シーケンサCPU(1台)、㉓シーケンサ入力ユニット(1台)、㉔シーケンサ出力ユニット(2台)、㉕シーケンサディスプレイユニット(1個)、㉖その他消耗品等(1式) (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

1	設備名称	球磨川上流浄化センター No.1砂ろ過器
2	型式	移床式上向流連続ろ過器
3	製造番号	M21228
4	製造者	月島(株)
5	設置場所	滅菌池
6	供用開始年度	H11
7	仕様	・移床式上向流連続ろ過器 ・ろ過速度:200m/日、原水量:1m ³ /時
8	整備内容	(1)分解整備(1式) (2)部品取替 ①オートストレーナ消耗品等、②ろ過砂 (3)補修塗装(1式) (4)産廃処分(1式)

○ 錦中継ポンプ場

1	設備名称	錦中継ポンプ場 No.1汚水ポンプ
2	型式	KS-SP 153AZA
3	製造番号	1E52930101
4	製造者	(株)クボタ
5	設置場所	錦中継ポンプ場
6	供用開始年度	H11
7	仕様	$\phi 150 \times 2.42\text{m}^3/\text{min} \times 24.5\text{m} \times 1,750\text{rpm} \times 18.5\text{kW} \times 4\text{P} \times 200\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 分解整備(1式) (2) 部品取替 ①羽根車ハブ(1個)、②羽根車キャップ(1個)、③スリーブ(1個)、④羽根車ナット(1個)、⑤軸受ナット(1個)、⑥フライホイールナット(1個)、⑦菊座金(2個)、⑧廻り止め座金(1個)、⑨調整シム(1台分)、⑩羽根車固定環(1組)、⑪平行キー(片マル)(1個)、⑫平行キー(両カク)(1個)、⑬平行ピン(1個)、⑭Oリング・継丸ゴム(1台分)、⑮フェルトリング(1個)、⑯羽根車ボルト(1個)、⑰カラー(1個)、⑱浸水検知器(1個)、⑲水中ケーブル(動力用、浸水検知器サーモ用)(各2本)、⑳端子板(1台)、㉑メカニカルシール(1式)、㉒ベアリング(上部・下部)(各1個)、㉓ケーブル押え(4個)、㉔パッキン(1個)、㉕その他消耗品等(1式) (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

1	設備名称	錦中継ポンプ場 No.2汚水ポンプ
2	型式	KS-SP 153AZA
3	製造番号	1E52930102
4	製造者	(株)クボタ
5	設置場所	錦中継ポンプ場
6	供用開始年度	H11
7	仕様	$\phi 150 \times 2.42\text{m}^3/\text{min} \times 24.5\text{m} \times 1,750\text{rpm} \times 18.5\text{kW} \times 4\text{P} \times 200\text{V} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	No.1汚水ポンプと同様

○ 免田中継ポンプ場

1	設備名称	免田中継ポンプ場 No.1汚水ポンプ
2	型式	CW150
3	製造番号	2051-550
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	免田中継ポンプ場
6	供用開始年度	R2
7	仕様	$\phi 150 \times 3.0\text{m}^3/\text{min} \times 10.2\text{m} \times 11\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 分解整備(1式) (2) 部品取替 ①ケーブル(UVWE、XYZ)(各20m)、②MTPケーブル(20m)、③浸水ケーブル(20m)、④ベアリング(上)(1個)、⑤ベアリング(下)(1組)、⑥メカニカルシール(1個)、⑦シールリング(1個)、⑧エコライザ(1個)、⑨羽根車(1個)、⑩ロックボルト(1個)、⑪平行キー(1個)、⑫底フタ(1個)、⑬ガード(1個)、⑭メカシールブラケット(1個)、⑮オイルケーシング(1個)、⑯ポンプカバー(1個)、⑰フロートスイッチ(1個)、⑱シール部品(1台分)、⑲シム(10個)、⑳パッキン(ベルマウス用)(1個)、㉑その他消耗品等(1式) (3) 補修塗装(1式) (4) 産廃処分(1式)

○ 多良木中継ポンプ場

1	設備名称	多良木中継ポンプ場 No.3汚水ポンプ
2	型式	CNF1502-P
3	製造番号	
4	製造者	新明和工業(株)
5	設置場所	多良木中継ポンプ場
6	供用開始年度	H11
7	仕様	$\phi 150 \times 3.0\text{m}^3/\text{min} \times 17\text{m} \times 22\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$
8	整備内容	(1) 本体取替(脱着既設流用)(1式) 型式: CNF1502G-P(フライホイール内蔵) 仕様: $\phi 150 \times 3.0\text{m}^3/\text{min} \times 17\text{m} \times 22\text{kW} \times 200\text{V} \times 4\text{P} \times 60\text{Hz}$ 、羽根車材質(SCS13) その他: ①ケーブル長(25m)、②チェーン(SUS304、6m)、③スライド、④ベルマウス (2) 産廃処分(1式)

○ 電 気

○ 多良木中継ポンプ場

1	設備名称	多良木中継ポンプ場 非常用発電機
2	型式	屋内キュービクル型PX-135MSR(BB)低騒音型
3	製造番号	1851
4	製造者	西日本発電機(株)
5	設置場所	多良木中継ポンプ場
6	供用開始年度	H22
7	仕様	発電機: $125\text{kVA} \times 210\text{V} \times 60\text{Hz}$ 、機関: $122\text{kW} \times 1,800\text{rpm}$
8	整備内容	(1) 分解整備備(メーカーF点検程度)(各種試験を含む)(1式) ①燃料噴射ポンプ分解整備、②発電機制御盤点検、③その他 (2) 部品取替(潤滑油脂類を含む)(1式) (3) 産廃処分(1式)

1	設備名称	多良木中継ポンプ場 蓄電池設備(発電機用)
2	型式	据置鉛蓄電池MSE-100-6、4個組
3	製造番号	JI-562
4	製造者	新神戸電機(株)
5	設置場所	発電機盤
6	供用開始年度	H22
7	仕様	MSE-100-6 100Ah/10HR 24V/組 6セル
8	整備内容	(1) 蓄電池取替(6セル) (2) 産廃処分(1式)

球磨川上流流域下水道の管理運営に関する協定書（案）

熊本県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、球磨川上流流域下水道（以下「流域下水道」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊本県下水道事業の設置等に関する条例（昭和63年熊本県条例第38号。以下「条例」という。）第16条の規定により指定管理者に指定された乙が行う管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第17条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- （2）流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- （3）その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「球磨川上流流域下水道指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設、設備、物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、仕様書及び別に甲が提示する下水道台帳、物品台帳等によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、次に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、流域下水道が安全、安定的かつ効率的に運営されるように管理しなければならない。

- （1）下水道法、条例ほか下水道関係法令
- （2）水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例ほか水質規制関係法令
- （3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律ほか下水汚泥等に係る廃棄物処理関係法令
- （4）大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法ほか環境保全関係法令
- （5）地方自治法ほか行政関係法令
- （6）労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- （7）建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、建築基準法、消防法、電気事業法、建設業法その他の施設、設備維持管理又は保守点検に関する法令
- （8）その他

ア 乙は、流域下水道の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、第20条において定める安全確保の措置を講じること。

イ 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とすること。

ウ 乙は、管理業務の実施に当たっては、エネルギーの使用の合理化に関する法律等の関係法令を踏まえ、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。

- また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。
- エ 仕様書に定める性能基準を維持達成するため、下水道施設の運転管理を適切に行うこと。
- オ 施設設備の維持管理及び物品等の調達管理等を適切に行うこと。
- カ 見学者対応その他の外来者対応業務等のため、通常業務日の日中勤務時間中は終末処理場内に常時人員を配置すること。

- 2 乙は、見学者等の被災に対する第一次責任を有し、施設又は見学者等に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定の期間）

- 第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和9年（2027年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委託料）

- 第6条 管理業務に対する委託料（以下「委託料」という。）の額は、次の表のとおりとする。ただし、令和10年度から令和11年度については、対象年度の予算の範囲内で変更することがある。

対象年度	委 託 料 の 額
令和 9年度（2027年度）	金____,____,____円（うち消費税及び地方消費税の額____,____円）
令和10年度（2028年度）	金____,____,____円（うち消費税及び地方消費税の額____,____円）
令和11年度（2029年度）	金____,____,____円（うち消費税及び地方消費税の額____,____円）

- 2 各事業年度当初に甲乙協議したうえで委託料の支払計画書を作成し、その計画に従って、乙は請求し、甲は、四半期ごとの前払いにより委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（委託料の額の変更）

- 第7条 各年度において、流入水量実績が仕様書に規定する流入予測水量に対して1000分の25を超える相違が見込まれる場合は、甲又は乙は、相手方に対して流入水量により変動を受ける費用（薬品費、汚泥処分費等）について、委託金額の変更を請求することができる。

なお、委託金額の変更を請求する場合は、変更を要する根拠等を記した書面によらなければならない。

また、変更する額及び支払期間については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

- 2 乙が仕様書第4条に掲げる性能基準を達成できない場合等については、甲は、委託料の額を減額することができる。
- 3 前2項のほか、委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（リスク分担）

- 第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2のとおりとする。
- 2 前項に定める事項に疑義がある場合又は同項に定める事項以外の不測のリスクが生じ

た場合は、甲乙協議のうえリスク分担を決定する。

(事業計画書等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 管理の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の事業計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後15日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 業務日誌記録事項の月集計（流入水、放流水の水量及び水質、下水及び汚泥の処理処分状況、下水及び汚泥の分析結果、電力等調達管理状況等）
- (2) 各流量測定システムごとの流量の月集計
- (3) 運転操作、保守点検、維持補修、調整、給油、部品交換等の状況等
- (4) 事故、故障、苦情の状況及びその対応結果等
- (5) 施設見学者及び視察者の状況
- (6) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後1か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務実施状況の概要
- (2) 管理経費の収支決算
- (3) 事業年度終了時の施設機能確認状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 甲は、施設の良い管理状況を確保するため、管理業務の水準を示す適正な指標を設定し、乙は、第1項の事業報告書と合わせ、指標に対する管理業務の進捗状況を甲に提出しなければならない。

4 乙は、第1項の事業報告書と併せ、前条第1項の規定による報告事項の年集計結果その他必要な事項を記載した業務年報を甲に提出しなければならない。

5 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

6 甲は、事業報告書その他報告書等に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(情報公開)

第12条 乙は、施設の管理及び運営に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部若しくは一部を返還させ、及びこれらにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 乙の代表者等が指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に規定する排除措置の対象者であると認められたとき。
- (4) 募集要項に定めた参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により管理業務の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど乙が指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (5) 前各号のほか乙が流域下水道の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに甲の承認を得なければならない。

3 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

4 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲、乙協議して定める。

(天災等による施設供用の休止等)

第14条 甲は、天災その他やむを得ない事由により流域下水道の施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、当該施設の全部又は一部の供用を休止するため、甲は、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

2 乙は、前項の事由により流域下水道の施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(原状回復義務)

第15条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第16条 乙は、管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(保険契約)

第17条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、保険契約を締結するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による保険契約を締結したときは、保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。
- 3 乙が第1項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(再委託の禁止)

第18条 乙は、管理業務を他者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、第2条第1項1号に規定する運転操作及び監視に関する業務を除く管理業務について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(流域下水道施設等の使用)

第20条 乙は、管理物件を除く流域下水道の施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第21条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第22条 乙は、管理業務に必要な諸規則及び非常時（緊急時、異常時等）の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ等)

第23条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、円滑に、かつ、支障なく管理業務が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 甲が、指定期間の満了等により、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、乙による管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

(協定の改定)

第24条 管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、この協定を改定することができる。

(協議)

第25条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和__年（____年）__月__日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 木村 敬

乙 (住所)
(名称)
(代表者氏名)

リスク分担表

種類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等の物価の変動に伴う経費の増加及び減少	△（※1）	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者等からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者制度に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○

種類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
施設・設備の損傷	建築物の損傷で経年劣化によるもの（小規模なもの（注））		○
	〃 （上記以外）	○	
	経年劣化の程度を超えた劣化、損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの（注））		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので当該第三者が特定できないもの（小規模なもの（※2））		○
	第三者の行為から生じたもので当該第三者が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい又は犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
指定管理者が保障すべき性能（放流水質）の未達	流入水量が想定範囲内かつ悪質な流入水が認められない場合		○
	流入水量が想定範囲を超過した場合又は悪質な流入水が認められた場合で、指定管理者の性能達成に向けた対応が可能である場合		○
	流入水量が想定範囲を超過した場合又は悪質な流入水が認められた場合で、指定管理者の性能達成に向けた対応が不可能又はやむを得ない事由があると認められる場合	○	

（注）△は別途、県との協議が必要。

（※1）「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針 別冊 指定管理者制度導入施設におけるスライド方式運用マニュアル（令和8年9月2日）」に定める方法により指定管理料を変動させる。

（※2）「小規模なもの」とは、施設・設備等の機能や財産的な現在価値に影響を及ぼさない程度のもので、塗装、防錆、簡易な修繕等により回復可能なもの。

別記3

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第4 乙は、この協定による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

第5 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第6 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、ＢＣＣ（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第7 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この協定による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この協定による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 甲は、乙がこの協定による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この協定による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（協定解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。